

第7回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 平成26年6月20日(金) 午前10時0分

2 閉会日時 平成26年6月20日(金) 午後3時55分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 佐々木雄司君 2 番 光成 良充君 3 番 澤 健君
10 番 松田 勲君 11 番 北川 勝義君 16 番 下山 哲司君
18 番 小田百合子君

5 欠席委員

なし

6 紹介議員

13 番 福木 京子君

7 説明のために出席した者

市長	友實 武則君	副市長	内田 慶史君
教育長	杉山 高志君	総合政策部長	池本 耕治君
総務部長	岡本 衛典君	財務部長	近藤 常彦君
教育次長	奥田 智明君	赤坂支所長	正好 尚昭君
熊山支所長	山田 長俊君	吉井支所長	樋原 哲哉君
消防本部長	木庭 正宏君	秘書企画課長	徳光 哲也君
消防長		くらし安全課長	水原 昌彦君
総務課長	入矢五和夫君	管財課長	末本 勝則君
財政課長	直原 平君	収納対策課長	土井 常男君
税務課長	藤原 義昭君	会計管理者	中川 靖朗君
監査事務局長	元宗 昭二君	学校教育課長	坪井 秀樹君
教育総務課長	藤井 和彦君	中央公民館長	土井 道夫君
社会教育課長兼 スポーツ振興課長	前田 正之君	中央学校給食センター 所長	久山 勝美君
中央図書館長	三宅 康栄君	熊山支所 市民生活課長	藤原 利一君
赤坂支所 市民生活課長	歳森 正年君	消防本部 消防総務課長	小竹森美宏君
吉井支所 市民生活課長	長田 忠芳君		

8 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君 主 査 大饗 剛君

9 審査又は調査事件について

1) 議第39号 新市建設計画の変更について

2) 議第41号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（赤磐市条例第17号）

- 3) 議第42号 赤磐市税条例等の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）
- 4) 議第43号 赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）
- 5) 議第44号 赤磐市吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第20号）
- 6) 議第48号 赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）
- 7) 議第52号 平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）
- 8) 請願第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める請願
- 9) 請願第4号 集団的自衛権の行使容認に反対の意見書提出を求める請願
- 10) その他

10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） ただいまから第7回総務文教常任委員会を開催したいと思います。
開会に先立ち一言申し上げておきます。

実は、先ほど教育次長のほうからちょっとおわびで先に開会したらすぐ言わせてくれというたんで、先私が言うつもりだったんで何も返答をしておりません。議長もおられますけど、本会議場でのことですが、本会議場ではこれからはこれがいいんだったらそういうルールをしていきゃいいんで、私がこの赤磐市の議員になってからはそういうことはない、議長のほうも本会議場で担当委員会に一番に説明してそれからやるんだと言われました。小さいこととか予算上のことがあるかもしれませんが、やはり教育問題、特に教育問題でしたが、とかで話をせられるんじゃないたら担当委員会とか事前にやっぴりこういうことじゃというの言うていただかなんだら、これじゃったらルールが違ってくるように私は思いました。勝手に一般質問して、これ知つとるからばっばばやれというたらできます。そういうことされたら委員会で付託する必要はありません。付託受けずに直にやっていただきゃええと思うとりますんで、これからは次長も申し出がありました。もう申し出は聞きますように、教育長も市長も少し考え方を別に注意するんじゃないありません。そういうやり方をやるんだったらやってください。そうじゃなくて、今まで従来どおりの委員会を重視して、担当委員会を重視してやるということだったらやっていただければいいと思うんで、そしてまた最後ですが、どのこと項目に対しても皆さんと同じように答えていただきたい。ここだけはようけい答えるとかというような、聞いてねえことも答えるとか、それから要らんことを答える、我々が、僕には聞いたときには例えば厚生のことを聞いたら答えてくれなんだと、しかし下山さんが厚生のことを聞いたら聞いてねえことまで答えてくれたということあるんで、やっぴりこれだけはちょっと言葉尻として言うつもりもありませんが、ぜひこれあえて議事録へ残そうという気持ちがあつてきょう私は発言させていただいております。そういうことで他意はありません。今後気をつけていただけると、いや今後は気をつけない、今までどおりやらせてもらうんじゃない、わたしの勝手じゃと言われるんじゃないたら勝手のようにしていただきたいと思うんですけど、私は一言注意で、今後注意というよりは意見で、今後気をつけていただきたいと思っております。

以上です。

何か言われることがあります。

友實市長。

○市長（友實武則君） 済いません、今の御提言本当に申しわけございません。今後議会のルールに従って適切に答弁等をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育次長（奥田智明君） 委員長、教育次長。

○委員長（北川勝義君） 教育長が言うたほうがええんじゃないねん。教育次長が言うん。

教育長。

○教育長（杉山高志君） 本当に御提言を真摯に受けとめまして、今後そういう御指摘がないように頑張りますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（北川勝義君） 次長、よろしかろう。言われるん。

○教育次長（奥田智明君） いえ、言わせてください。

○委員長（北川勝義君） はい、教育次長。

○教育次長（奥田智明君） 濟いません、先ほど市長、教育長が申し上げましたが、本当に委員長を初め副委員長、それから委員の方にはおわびを申し上げたいと思います。全員協議会並びに本会議の一般質問等で本総務常任委員会で十分な説明をしていない中の内容についていろいろと説明、答弁をいたしましたものでございます。このことについては本当に私の議会への不勉強からというふうに思っております。本当に委員の皆さんにはいろいろ御迷惑をかけたというふうに反省をしております。今後十分気をつけてまいりますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。

ただいまから友實市長より開会に先立ち御挨拶いただきたいと思ひます。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

本日は農繁期の大変忙しい時期にもかかわらず、こうして第7回総務文教常任委員会をお開きいただきありがとうございます。

本日の御審議いただく案件でございますけれども、6月定例市議会に上げさせていただいております議案案件並びに平成26年度事業の進捗状況及びその他の案件を御審議いただくこととなります。適切な御審議をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思ひます。

当委員会に付託された案件は、議第39号新市建設計画の変更についてから請願第4号集团的自衛権の行使容認に反対の意見書提出を求める請願までの9件であります。

それではまず、議第39号新市建設計画の変更についてを議題とし、これから審査を行いたいと思ひます。

執行部から補足説明がありましたらお願ひしたいと思ひます。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長、総合政策部長、池本。

○委員長（北川勝義君） はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） それでは、議第39号新市の建設計画の変更について私のほうから補足をさせていただきます。

まず、本会議でも申し上げましたように、この新市建設計画は合併前の平成16年度に策定をそれぞれの4町共同で作成をされております。期間が27年度までということで策定されておりますけれども、合併特例債等の発行期間が5年間延長されたということで、そういうものに対応するためにもともと27年、10年間のものを15年、平成31年度まで引き延ばすということでこの計画を改定をするということでございます。

それで、総合政策部の資料の1ページ、2ページに変更の点を書き出しております。議案には1冊改定後のものをつけておりますけれども、資料の1ページ、2ページに入れておりますけれども、基本的には年度を延ばして、あと字句の訂正を若干をしております。したがって、計画の中身についての変更はございません。そういうことで、計画改定を行っておりますけれども、さきの本会議質疑のときに、例えば農業集落排水の事業はもう終わっておるだけけれども、これはこれからも推進するのかとか、ごみの広域化についての御質問等がございました。しかしながら、期間延長ということで平成16年度策定をして17年度スタートという計画書の後ろの期間を延長するだけでございますので、計画期間中の事業の完了あるいは変更等について、大きな変更があればですけども、完了したものについてはそれを外すとかということはありません。したがって、現行のままで期間の延長をさせていただいております。

それからもう一点、人口の見通しについての質問がありました。増加率について6.5%というのを32年までは減少がないのかというような質問がありましたけれども、人口については平成16年度策定の折に過去の国勢調査の伸び率を平均化したもので加重平均で伸ばしております。そういうことで、当時の伸び率からいいますと、平成27年には4万6,000人程度になるかという見通しでありました。しかしながら、平成17年、22年の両国勢調査については、伸び率がそこでどういうわけかとまっております。したがって、現在とかなりの誤差が出ておりますけれども、これについても目標値をオーバーしておりませんので、平成32年まではこの数字を使わせていただくということで計画をつくっております。

人口につきましては、現在並行しております総合計画の策定の中で人口推計細かく今やっておりますので、またそちらのほうの結果が出ましたら新しく載せかえたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

個々内容の細かい見直しについては触れませんが、概略、期間延長ということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部から説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） おはようございます。

おっしゃられることは非常によくわかるんです。5年の延長をするんですよということですが、ということになれば、これは僕もうちょっとやりようなかったかなあというふうに今さら遅いんでしょうけど思ってまして、5年間延長するっていうことになったら、5年間間違った数値が放置されるというか、空白の期間というのが生まれちゃうわけですよ。この空白の期間が生まれたその数値を基準にいろいろなものを算定してきたときに、また現実と違ったようなことをして結局は収税の部分の見通しが甘くなったり、行財政改革の見通しが甘くなったり、いろいろなことが起こり得るのではないかなあと思ったりする懸念を持ってまして、そういうようなもうちょっとやりようというか、その期間延長するというような考え方だけではなくて、この際もうゼロベースでもう一回つくり直そうよというような話というのは手間の面でどうだろうっていう話になったのかなと推測はするんですが、そういうようなお話というのはなかったんでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 部長、要するに解釈として佐々木委員の言われようことは答えてあげりゃあええんじやけど、もとのこの変更になった考え方、今市町村合併して5年間、10年間を15年間とするというて5年間延びたという補助申請のやり方じゃな。そこのとこの考え方、国の方針になったということをちょっと説明して言わなんだらちょっとわかりにきいんじやねえかなあ。字句のあれ改正というていうのを人口動態を直せというのを、日にちがありゃええけど、日にちもなかったことで、ちょっとそれを踏まえて説明願いたいと思います。

○総合政策部長（池本耕治君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） おっしゃることはよくわかるんですけれども、もともと平成16年に合併特例法によりまして旧4つの町が合併したらこういうふうな新市の建設計画をつくるということで策定をされております。したがって、10年で本来は切れるものでありますけれども、ここに至って東日本大震災等々の理由によってこの起債の発行期限が5年間延長されました。したがって、中で数字的に財政計画等につきましては今あるもの、新しいものを入れておりますけれども、他については期間延長だけということで行っております。

これを一から見直すっていうことについては、なかなか合併特例法の関係でいきますと非常に煩雑になってきます。なかなか期間的なもんもありますし、それから審議会等の絡みもありますので、これはもうこれで地域審議会等も経て、最終年度の地域審議会等も経て決定をさせていただいておりますので、これをお願いしたいと。

それから、今御質問の財政計画なり、あるいは収税の問題等につきましては、今後今総合計画の人口推計、細かくやっておりますので、そういうものをベースにつくっていくというふうにしたいと思います。これはこれで期間延長ということで御理解をいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 御説明いただいてありがとうございます。そこら辺の経緯というか、その推移と申しますか、ということはもう存じ上げてたつもりでありますんで、しかしながら御説明いただいて再度なるほどなあと申したんですけども、申しますのが、この10年で切れるっていうのはもう以前からわかっていたことで、10年で一旦切ってまた新たに、その5年延長するものを新たに作って2段構えにはなりますけども、そっちのほうもそういう方法もあったんじゃないかなというふうに感じてまして、今のお話からいうといろいろなその煩雑なものが出てくるであるとか、審議会の問題があるとかっていうようなことをおっしゃられている、ということなんですけども、これわかってたことなんで、事前に準備をすることで乗り越えられたんじゃないかなあとは思っています。

こういうことっていうのが往々にしてその行政業務の中にはあるのかなあというふうには、この1年赤磐市の行政を見させていただいて、ほかのところもそうなんでしょうけども、多いような気がするんで、もうわかっていることに関してはベストを尽くしていくためにもこれはやっぱり1回切っていただいて、僕は新しいものをつくったほうがよかったんじゃないかなあというふうに感じてますんで、これは苦言と申しますか、ちょっと御検討を、今後の行政の取り組みについて御検討いただければということで要望をちょっと入れさせていただきます。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長、済いません。

○委員長（北川勝義君） ちょっと池本部長、合併特例債のときにして、この数字自体が余りいらえんのんじゃないということも、煩雑とかという考えじゃのうて。

○総合政策部長（池本耕治君） 延長ということをちょっと……。

○委員長（北川勝義君） だけを。

はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） いろいろと御指摘ありがとうございます。佐々木委員のおっしゃることについては、総合計画的には総合計画の策定では新たにそこからスタートという計画になります。ただ、これは平成16年に合併をするときに旧4町が10年を見据えてこしらえた計画であります。この計画を延長するのであって、新たに作るということは無理でありますので、この計画については期間の延長ということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、今佐々木委員がおっしゃられたような、先ほど言ひましたように、総合計画的には、総合計画についてはいつからいつまでの計画、今度はそれを次の年度から新しく作り直すというふうなことができます。これについてはなかなか無理がありますので、御理解いただきたいと思ひます。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いません、ちょっと言い返すようで申しわけないんですが、それは本当なんですかね。これ延長しかその手段がないというのは本当なんで、もう一回確認とっていただいたほうがいいんじゃないですか。1回もう10年で切れるものですから、新たにその補足してつけ加えるというような手法がとれないもんなんですかね。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 細かく研究いたしますけども、一旦切って策定をしていくと、その間に合併特例債を借りる期間というのができませんので、そのあたりは研究はしますけれども、一般的には無理ということでどこの市町村も延長という格好でやります。研究はさせていただきます。

○委員長（北川勝義君） ちょっと僕言うたらおえんでおかしい。10年間でやらにゃおえんだんが、要するに国からの財源がねえわけじゃが、来んのが。合併特例債で合併するとき、こういう4町はこんだけの事業をしましょうというのを出してきて、それが全部できとったらもうええんじゃけど、東日本大震災じゃとかいろいろなことがもろもろのことがあって、耐震とかいろいろあって、ほかのどこへ持っていかにゃおえんで、実際来とんが6割とか7割しか来てねえわけじゃろう、予算が、予算上が、合併特例債自身が。それで、5年間それを延長するという単純な考えじゃねえかな。それとも難しい何かがああじゃこうじゃというんがあるんじゃったら、今佐々木委員が言われた、これからもう5年間の、延長した5年間の計画立てるんじゃったらやらにゃあおえん。僕はそうじゃのうて、その5年間は新総合計画のほうで立てりゃええんじゃねえかと思うとんで、ただ僕1個疑問点ある。これ極端な話したら、合併特例債を受けざる事業をしとることで新しい事業を、佐々木委員が言われたように、新しい事業をつけ加えることは不可能なわけじゃろう、今で言うたら。

○総合政策部長（池本耕治君） 新しい事業をつけ加えることは可能です。

○委員長（北川勝義君） じゃったら、可能じゃったら、ちょっと言わせて。

可能じゃったら今佐々木委員が言うた論理も通るわけじゃ、5年間の新しいことを考えりゃ。しかし、この合併特例債、合併特例法でつくったのは旧4町がして、こういう10年間見据えてこういう計画をやりましょうというのをつくったんじゃろう。そのときにゃねえのが今から今度は新しゅう延びたけん次々次々入れていくんじゃったら、別の考えを持たんだら今言うた説明と全然違うてくるという話が、僕はそう思うて、今決めたんが期間延長で財政が来んからそういうことをふやしていくために、そりゃ何ぼかできるんかもしれんけど、合併特例法じゃねえ、何でもかんでも持って行って認めてくれるかくれんかわからんし、その当時の4町がしとったことが決めとったことまたいうたらおかしゅうなるんじゃねえん。僕はそう思うとんじゃけど、とり方、ちょっとようわからん。もう一遍わかりやすう教えてください。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長おっしゃるとおりです。

まず、4町が決めた約束事の事業計画であります。これが10年が10年で東北の東日本大震災がありまして、そういう関係でいろいろありまして5年間延長するというので、当時したものを5年間延長するというので期間延長のみが原則です。ただ、新しい事業について何でもかんでも変更して入れりゃええというもんじゃありませんけれども、認められるもんについては途中でやっぱり期間延長の中で変更というのは可能ですけれども、一般的にはなかなか当時の4町が計画をしておいたものをどうこうするというのは難しいかもわかりません。

ただ、新しい事業として総合計画を策定しながらそういうものは実施していくということになろうと思います。

○委員長（北川勝義君） いや、部長、ちょっと再度確認を。

震災があったんもあれじゃけど、その予算上のことが特例法が認められて、ふえてはいかんのじゃろう、5年間延びたから金額が伸びるわけじゃねえわけじゃろう。事業が次できる。言うたら、もしそれができるんじゃったら、佐々木委員が言われたと同じで、旧4町のときに合併のときあって、積み残しがあってできなんだ、上げれなんだようなもんでええもんがあったらこの際上げてあげりゃええんじゃけど、もう枠が杯が決まっとるわけじゃろう。それが10年が15年に延びただけで、僕は総額がふえるわけじゃねえからと、もう総額ふえるんなら何でも上げりゃあええ。せえから合併特例法じゃというて何でもかんでもならんからなあ。

○委員（下山哲司君） よろしい、ちょっと途中ですけど、ちょっとええ。

○委員長（北川勝義君） はい。

○委員（下山哲司君） 私は当時その委員をやりようたんじゃけど、この新市建設計画というのを作成するに当たってもう分けていろいろやってこのものをつくったんじゃけど、その締めは何かというたら、最後の締めは新市の行政、議会において状況に合わせて見直すというんがついとるはずなんよ。そういうので締めたんよ、わしらは。じゃから、その今おる合併する前の議員で全部決定することはだめじゃというのが僕らの意見であって、それで最終的には新市の行政と議会で判断して執行するというのが最後の締めにしとるはずなんよ。じゃから、この新市建設計画というものは、赤磐の総合計画を立てるやつのベースなんよ。じゃから、これがこれでどうこうという問題じゃなしに、新設に関しては補助事業の対象になるものは何でも入るんじゃから、別にこれは枠の問題で、これで赤磐市が全部そのようにするというような話じゃないよ。じゃから、それは行政と審議会でも協議しながら進めていってもらおうということで私ら締めて終わったんじゃから。じゃから、こうせえとかあせえとかという命令的なものは全くないんよ。じゃから、あたらしくできた町の行政が判断して議会がという話に締めとんじゃから佐々木君が言ようように、これは別にそのまんまでええんよ、そのまんまで。じゃけど、総合計画というのは、これをベースにしてするんじゃから新しいのがすればええんで、こ

の問題が数字がどうじゃこうじゃという問題じゃないんよ、これは。

○委員長（北川勝義君） ちょっと口挟むようなけん、新市総合計画というのは、この新市建設計画に基づいてあるんじゃないかなろう。

○総合政策部長（池本耕治君） あの……。

○委員長（北川勝義君） いや、基づくのもあるし、基づかんのもあるし、言わなんたら説明をきちっとして、新市建設計画というのは合併特例法に基づいてやったんじゃからこんだけのことをやります、流れを言わなんたら、今下山委員のようなごっちゃになって今度はこっちの新しゅうすると、何ぼか合うとんじゃけど、ちょっとおかしい話になりようるから、新市建設計画のぴちっと説明してみられえ。それから言わなんたらおかしゅうなるで。

○総合政策部長（池本耕治君） 話がちょっと。

○委員長（北川勝義君） こじれっしもうて幅が広うなって。

○総合政策部長（池本耕治君） 期間延長を中心に話をしましたけど……。

○委員長（北川勝義君） 単純に期間延長だけの話だけで。

○総合政策部長（池本耕治君） 新市建設計画というのは、下山委員言われましたように、特例債の総枠200億円程度の総枠の中で4町がこれだけのことをやりたいということでまとめたのが新市建設計画です。その期間が27年度まで10年間ということです。いろいろ事情がありましてこの期間延長をするということで5年間延長すると。

内容について、今まであるのがそれぞれの約束でこれだけのものをするということでありますので、基本的には全部網羅されているはずですが、ただ、先ほども言われましたように、ひょっとこういう場合がとかという将来にわたっていろいろあるかと思えます。それは総枠の中で検討されりゃええことであって、中に例えば言葉的に足りないものについては入れる必要があります。したがって、そういうものは入れていかにゃいかんのんですけれども、この計画の中にはそういうことはある程度網羅されておりますので、そこまでの字句の変更は必要ないと思えます。

それから、総合計画、これ別の話になりますけれども、あくまでも新市建設計画、4町がこうあるべきだということで計画つくられております。そういうものをベースにしてその他いろんなものをいろんな方面で新しい次の計画を立てていくということでありますので、ベースになっていることについては間違いありません。そういう格好になると。

○委員長（北川勝義君） 下山委員、よろしいか。

○委員（下山哲司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 皆さんちょっと釈迦に説法かもしれんけど、下山さん言われた新しい議員さんも古い議員さんも関係ねえ。これを見られりゃ、変更案を見られたら変更案の中、合併の必要性を書いて行政の必要性じゃ、これ合併するためにやっていきましょうという話で、特例債使おうというて、合併特例債使うからどうこうじゃねんじゃけど、あめとむちのほ

うの使わせてもらよんで、今僕が頭の中にあったのは、何ぼか下山委員も言われとったんじゃけど、佐々木委員も言ようた、新しゅうできりゃええ、本当に期間があつて枠が大幅にふえていくんじやったらどれでも合併特例を認める、特例が認めてくれるか認めてくれんかいろいろあると思うんじやけど、それやっていきようのがえかったんかなあという。なぜこういうことを言ようというたら、過疎債でも今言ようる、これちょっと関係ねえ話じゃ、横ずれる、過疎債でも吉井地域じやったら過疎債になるとこは決まっつて、赤坂の一部も過疎債の適用のところがあつた。吉井は辺地債もあつたんがいろいろあつたところで、吉井全体がもう今過疎の対象になって過疎債の対象になって、赤坂地域は過疎があつたのを過疎債がのうなつたという、対象じやのうなつたというに変わってきよんで、使い分けのほうもやっぱり何ぼか言われとる。2人言わりようるように、必要に、本当に時間がありゃこれ見直しときゃえかったんかなあと思うんじやけど、このかわりで、くでえようなんじやけど、これ見てもろうたらわかるように、せえで新総合計画のほうで、市の総合計画のほうで何ぼかカバーできるん、何ぼかじゃねえ、何ぼかという言い方ちょっとおかしいなあ、どう言うんか、何ぼかじやのうて、計画カバーできるわけじやな、全部やっていけるわけじやな。

池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） あくまでもこれからの事業につきましては、人口推計をもさることながら……。

○委員長（北川勝義君） その人口推計直さんのんじやけえ、それを言うたら人口推計直さにや……。

○総合政策部長（池本耕治君） 総合計画のほうでそういう財政なり政策なりを入れていきます。ですから、これからは新市建設、今までのをベースにしながらか総合計画のほうで事業は実施していくという形になろうかと思ひます。

○委員長（北川勝義君） もう一点、これは質疑の中で言うた、さっきも説明したけど、人口の推移で変わってねえというて書いてしとるわな、数字変えてねえわな。その説明はどういうふうに説明を、ちょっともう一遍説明してください。

池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 人口が4万6,000人という目標を立てております。これは過去の国勢調査のデータをもとに伸び率で計算してます。加重平均で伸ばしておりますので、ちょうど27年度以降ぐらいで4万6,000人ぐらいが社会増、自然増、増減を含めてだろうという推定をしておりますけれども、平成17年の国勢調査、5年ごとでありますので、12年、17年が若干の伸びしか出ておりません。なおかつ平成22年の国勢調査では、平成17年の国勢調査に比べて若干減っております。ここらあたりが現実4万6,000人と現在の4万4,500人ぐらいですので誤差が出ております。したがって、ここについては残りのまだ4万6,000人に達していませんので、この新市建設計画の31年についてはこの数字を使わせていただきますけれども、総

合計画のほうではもう少し細かくエリアごとの人口推計やってますので、今後の事業あるいは政策の反映にはそちらを使いたいと思っています。また、できましたら報告をさせていただきます。

○委員長（北川勝義君） わかりました。

○委員（澤 健君） 1点だけいいですか、質問。

○委員長（北川勝義君） はい。

○委員（澤 健君） これ総合計画本年度中につくる予定で、でき上がるとこの新市建設計画のほうはそれに伴って修正ってかける必要があるのかないのかということと、修正するつもりがあるのかないのか、それちょっと教えてください。

〔委員長交代〕

○副委員長（松田 勲君） はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） そのあたりは結果を見て判断したいと思いますが、あくまでも新市建設計画が平成16年につくった計画というベースの中でいってますから、そのあたりが微妙なところでありますので、結果を見てどう判断するかを考えたいと思います。あくまでも16年につくった計画の延長ということで、新しい計画との誤差は出てくると思います。

○委員（澤 健君） わかりました。

○副委員長（松田 勲君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（松田 勲君） ないようですから、じゃあ続いて議第41号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（赤磐市条例第17号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部のほうから補足説明ございますか。

○総務部長（岡本衛典君） はい、委員長。

○副委員長（松田 勲君） 岡本部長。

○総務部長（岡本衛典君） それでは、概要について担当課長のほうから。

○副委員長（松田 勲君） ちょっともう少し大きい声で。

○総務部長（岡本衛典君） 概要につきまして担当課長のほうから説明させていただきます。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、総務課、入矢です。

○副委員長（松田 勲君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 失礼します。

では、総務課から議第41号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

これは法律名の改称によるものです。ここにあります7件の条例の引用部分について一括して総務のほうで改正するものでございまして、内容的な変更、各条例とも内容的には変更ございません。

なお、施行日につきましては、法律の施行日と合わせて平成26年10月1日としております。総務課からは以上です。

[委員長交代]

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○委員（下山哲司君） はい、よろしい。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 赤磐市に該当するような件があるのかな。

○総務課長（入矢五和夫君） はい、入矢です。

○委員長（北川勝義君） 入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 今回の法律自体の変更ということで、条例的には何も該当者等はわかりませんので、市のほうに影響があるものではございません。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（下山哲司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（北川勝義君） なければ、これで終わりたいと思います。

続きまして、議第42号赤磐市税条例等の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

○財務部長（近藤常彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 執行部から補足説明ありましたらお願いしたいと思います。

はい、近藤部長。

○財務部長（近藤常彦君） それでは、赤磐市税条例等の一部を改正する条例につきましては本会議で詳細を説明させていただきましたが、主な改正点につきまして財務部の資料によりまして担当課長から説明をさせていただきます。

○税務課長（藤原義昭君） 委員長、藤原でございます。

○委員長（北川勝義君） はい、藤原課長。

○税務課長（藤原義昭君） 財務部の資料をごらんください。資料としまして、次のページの赤磐市税条例等の一部の改正のあらましをお開きください。今回の主な改正点を記載しており

ます。

1 ページ目には、軽自動車税の見直しとして、上段には車種ごとの現行税率と改正案税率を一覧表にしております。下段には、3 件以上の軽自動車に係る重課の改正案を車種ごとに記載しております。

1 枚飛ばしていただき、3 ページ目をお願いします。

改正後の軽自動車税の税負担の変化を図にしております。例えば、一番上の図ですが、こちらは平成20年中に新車として購入、登録した車であれば、平成33年度までは7,200円で、平成34年度から重課税が加わりまして1万2,900円となります。以下、それぞれのケースでの税負担の変化を図式化しております。

次に、戻っていただき、2 ページ目には固定資産税、償却資産に係る課税標準の特例措置の創設拡充としまして対象資産と特例率を、下段には法人税率の引き下げの改正案を記載しております。

税務課からは以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） ちょっとほんなら僕要らんこと言うようなんじゃないけど、要らんことじゃねえんじゃないけど、軽自動車税、特に乗用とかのときに、今13年以上超えたら、先ほど説明が1万800円になると1.5倍になっていくようになるんじゃないけど、これはもう仕方ねえんじゃないけど、これいかにも、いかにもというのは変な話、今の滞納の状況で軽自動車の抹消ができてのうてプレートが返さずに新しい車は税金払うて、過去のがついたというんがぎょうさんあるでしょう、今。どのくらいあるのかな、今。

何を言いてえというたら、車じゃったら乗用車、普通車じゃったら例えば今の新しい現行で来とんのは、よその県は知りませんが、岡山県で来とんのは、例えば検査がこの3月31日に来て3月1日でもええですわ、切れとったと、ことしの。したら4月1日の課税じゃからもうやらないと、課税をしない、課税保留というんか、そういうふうにしとんのがあるんですよ。例えば、4月1日まで検査があった場合じゃったら2日にあったとかというたら課税が来とりますけど、そういうなんがあるんですよ。そういうことをすりゃ、検査を受きょうと思うたら税金払わなおえんから、払うて受けにゃおえんから、どう言うたかなあ、未税というんか、それが少ないと思うんじゃないけど、この赤磐市じゃたら今どのくれえ未収というんか、あったり、その未収の中の内容がこの間もろうてここへ持とんがあるんで、内容もろうとんじゃけど、未収の中でも軽自動車やこうじゃったら、実際は車下取りとか車がないのにプレートを持って行ってねえからそのまま課税されとるといふ人が結構あったと思うんで、それはどんなんじゃないかなあ、わかれば。

何で言ようというたら、軽自動車の未収が1,475万1,875円あるわけじゃ。そうしたらまた、わからんかな、僕の言よう質問が。質問の意図わからん。

○税務課長（藤原義昭君） わかります。

○委員長（北川勝義君） 質問の意図わかりよんじゃろう。何が言いてえというて、その答えを聞いてからちょっと質問してえことがあるから、答えを聞いてえわけ。そういうなんもねんかなあ、そういうなんは。皆いわゆる悪質なというたらおえんけど、ことし税金払わにやおえん者が払わずにずっとその車が生きたままプレートが生きて乗りよんかなということ言いたかったわけ。

実のことを言うて、いろいろなことがあって軽トラを買わせてもろうたというか、もろうたような買うたようなことになったんじゃけど、そのとき税金を払うてなかって、前の人。それは現物があつたんで、プレートもあつたんで廃車してもえかった。廃車してまた受けてもえかったんじゃけど、そういういやらしいことをすることたあねえ。同じ赤磐市同士じゃから赤磐市の税金僕は1万5,000円、軽自動車か、払うて、延滞金まで払うて、払うたんですよ。1万5,000円払うて検査また受けて乗りよんですよ、使よんですよけどね。そしたら、そういう人ばあおりゃあええけど、放り投げてプレートだけ切つてしたらその金は入らんでしょう。じゃけ、そういうなんもあつたり、せえから車がのうて廃車もできんような状態でずうっとかかるとる人もおるんじゃねえかなと思うたんです。それをちょっと今聞きたかつたんですよ。余計言やあ、1.5倍になりゃあ1.5倍の未納金のところはふえていくんじゃ、未収金がふえるんかなあという考え僕持って、何でこういうことを言ようというたら、平等性のことがあるからどうこう言う話じゃねえいろいろ検討、悪質じゃねえ人でこういうことがあつたら何ぼか入れてもらえるんが呼び出しかけて入れてもらおうとか、入れてもらえんのじゃつたら当然もうそういう車になったのは不納欠損じゃねえけど、やりようで処理すべきじゃねえかなと思うて、これが減ってくるし、今後なつても出てくるんが、そのかわりぴちつとしてとり方どう取るというのをやらにやおえんと思うんじゃけど、と思うたんです。それを聞きたかつたんです。

○税務課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○税務課長（藤原義昭君） 明確にはちょっと答えられないんですけど、三輪、四輪の場合は軽自動車検査協会のほうが廃車登録、変更のほうはするようになっております。それで、二輪なんかそうなんですけど、例えば盗難に遭つたとか、そういった形になると一応警察のほうでそういった証明をしてもらえれば二輪のほうについては課税保留という形ではさせてもらってます。ちょっと軽四のほうは明確に今答えられないんですけど。

○委員長（北川勝義君） 何、このこと詳しく言うたら。僕が言いたかつたのは、1.5倍になつたり、貨物じゃつたら1.25なん、僕は貨物の場合じゃつたんじゃけど、1万5,000円何ぼ払うたんじゃけど、督促料、滞納手数料も払うて、払うときゃええわというてもう払うたんじ

ゃけど、プレートがあつてその生きとるのはええ、車がのうなったりプレートもねんがあります。廃車にしてくれえ言うたら、自動車屋さんが廃車しますよというて持って行って下取りとかというて、結構この間も弱って、結果的には車屋さんよう知らんでというて、廃車で、何せもうただで持って帰つてもええから持って帰つて、車あげるから廃車にしてくれえというたら廃車にしてあげるというて、今貨物でも車じゃったら普通車じゃたら1万5,000円とか2万円ぐらいで買われるんかな。じゃけど、軽四じゃたら5,000円か3,000円で、ただで、そのかわり廃車にしたるというて言うた。車はのうなつとんじゃけど、税金だけは来とるという話が出て、この間ももうどっちにしても払わにゃいけんわというて来とんじゃけえというたら、払わんというて、どっちかが払わにゃおえんという話をしたんで、そういうことが起きてくるんじゃねえかと思うて、逆に言ったら、課税は赤磐市がしますが、軽自動車、僕が言いたかつたの、こんだけ1.5倍とか1.25倍になってきたら、検査のねえのはわかるでしょう、検査が切れたというやつ、検査を受けてなかったら証明がなかったらできんのじゃから。検査切れたときにゃもう出さんようにするとか、岡山県でやりようるようなことはできんのかなあということ言いたかつたわけ。4月1日以降にあつたらおえんのんで。2月とか検査が切れとつたらもうその車へは出さんとか、そしたら滞納ものうなるし、1.5倍になって皆納得で払いやすくなるんじゃねえかなあと思うて。

赤磐市の財政がよくなると思ようるけん、ようなりゃへんのじゃねんかなあと思うて、かえつて、と思うて、そこをちょっと聞きたい。

せえ、これPRというんか、これいつごろこれどうするわけ、これできたら。議会通つたらすぐもう広報紙とかやっぱりようけい出すんですか、どんなですか。

○税務課長（藤原義昭君） 順次広報紙とかホームページのほうに載せる予定です。ちょっと期間的にはまだ……。

○委員長（北川勝義君） 県のほうの普通車も上がってくるでしょう。1.25が1.5になつたりするが、十何年以上とか15年。じゃけん、一緒に県やこうはせんのもの。県はせんものじゃろうか。してもらやあ一緒に思うたん。

○税務課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい。

○税務課長（藤原義昭君） 現時点で普通車のほうの税額が変わるという話はありませんけど、今後その重課のほうが変わるという話は聞いたことがあります。

○委員長（北川勝義君） わかりました。

他になればこれで終わりたいと思います。

○副委員長（松田 勲君） ちょっとだけ。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○副委員長（松田 勲君） ちょっと確認なんですけど、いろいろ事例を書いてあるんです

が、これ26年度中に買えば、新車を買えば今の現状でいけるという、13年たったらとかというのがあるんですけど、いろいろ事例がある中で、例えば中古で買った場合はとかいろいろあるじゃないですか。その辺のこれいろんなパターンがあるんで、それは税務課のほうでわかるんですか。そういったこの車はとか、この二輪は次からこうなりますよというのはわかるんですか。

○委員長（北川勝義君） そりゃわかろう。

はい、課長。

○税務課長（藤原義昭君） 現時点では登録年数でいってますので、識別がしてる分としてないものが、古い分ありますので、そっちのほうは今後調べて新たに入力する予定にしております。

○副委員長（松田 勲君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 一律だったらわかりやすいと思うんじゃけど、いろんなパターンがあるんで、例があるように、その辺結構煩雑な状態になるんじゃないかなあと思うんで、その辺は問題ないん。

○税務課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○税務課長（藤原義昭君） とりあえず1万800円の新税率になるものは、27年4月1日以降に登録されたもので、それ以外のものは年式と月を入力したことによってそれで可能だと思っております。

○委員長（北川勝義君） ちょっと僕要らんこと言うんじゃけど、農耕用のトラクターがあるう、トラクターやこう。これこそわかるまあ。さらじゃったらええけど、中古やこうわからん。中古買ったもんも何年かわからんし。どっか出た、時間が動いたアンメーターやこうわかるけど、ついてねんじゃねん、わかるん。

○税務課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○税務課長（藤原義昭君） 農耕用は重課のほうは入っておりません。入っているものがこの資料に……。

○委員長（北川勝義君） 2,400円上がるだけ。

○税務課長（藤原義昭君） はい、四輪以上で乗用と貨物用のものになっております。

○委員長（北川勝義君） その他というの何、特殊用の。

○税務課長（藤原義昭君） 特殊用の……。

委員長。

○委員長（北川勝義君） はい。

○税務課長（藤原義昭君） フォークリフトとかそういったものです。

○委員長（北川勝義君） そういうもんか。ほんなら、今の乗用のトラクターやこうで緑のプレートをつけとりますわな、トップカーやこうの三輪というんか、あれはほんならどねえなるん。三輪は三輪になるんかな、それは。

はい、課長。

○税務課長（藤原義昭君） 農耕用の緑のプレートは税率が変わるだけで重課は加算されません。ここの三輪と書いているものは……。

○委員長（北川勝義君） バギーのこと。

○税務課長（藤原義昭君） 昔で言うミゼットとか軽360とか、そういった三輪の軽乗用車です。

○委員長（北川勝義君） 農耕用でトレーラーつけとんのは農耕用の考えじゃな。

○税務課長（藤原義昭君） そういうことです。

○委員長（北川勝義君） わかりました。

他になれば、これで終了いたします。

続きまして、議第43号赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○教育次長（奥田智明君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） 詳細な説明のほう、担当課長のほうが申し上げます。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げさせていただきます。

皆様方のお手持ちの新旧対照表の47ページによりまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、草生テニスコートの施設使用料が現行市内200円、市外400円になってますものを改正として市内300円、市外600円にさせていただきたいと思っております。吉井グラウンドにつきましては、現行市内500円、市外1,000円を、改正後は市内1,000円、市外2,000円にさせていただきたいと思っております。草生多目的広場は、現行市内200円、市外400円になっておりますが、改正後は市内300円、市外600円にするものでございます。これにつきましては、市内全域の体育施設の中の均衡を図るといようなことでこのたび使用料の一部改正をお願いするものです。

附則につきましては、施行日で平成27年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから補足説明が終わりました。

委員の皆さん何か質疑ありませんか。

○副委員長（松田 勲君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 濟いません、基本的に吉井のB&Gの関係なんですけど、これ上げて利用率は大丈夫なんですか。そこが心配。例えば、プールとかああいうのはまだわかるんですけど、吉井グラウンドですね、吉井グラウンドが例えば市内が今まで500円だったのが1,000円になる、倍ですね。市外だったら2,000円という、これ時間給ですね。1時間でという話だと思うんですが、これ倍にした場合に結構な金額になると思う。野球なんかはうちも使ったことあるんですけど、結構長い時間借りるとなると、1日借りたらもう8時間借りても8,000円でしょう。野球の試合なんかあったら早くから準備したりとか片づけとかというたらかなりの金額になると思います。桜が丘球場と同じ金額というのはどうなんかなあと。それやったらもう桜が丘球場でやればええがと思うんですけど、そこもなかなか使えない状況なんで、苦渋の選択でいつも吉井のグラウンドを使わせてもらったりとかしてたことがあるんですけど、赤坂とかはまだ近いですし、隣の地域を見てみると、美作のほうは800円ですよ。瀬戸なんか800円、邑久なんか500円とか、結構邑久球場もよく使ったことがあります、きれいな球場ですけど。瀬戸なんかはもう近いですからね。きれいな球場です、はっきり言うて、観客席もあるような。そういったとこと同じように金額を取ってそれで利用者がふえればいいんですけど、ふえるように思えないんですけど、その辺はどういったことを考えて出されとるのか教えていただきたいです。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 先ほどの料金が上がるということで利用者数のほうが減るのではないかということなのですが、現段階で担当課といたしましては、この利用料が上がったことにより減るところは大丈夫じゃないかというふうに思っております。

その理由といたしましては、野球団体で使用料をいただいとるということなので、現行をいろいろ市内の状況を見渡した限りでは、そんなに今までが逆に安価であったなあというようなところもあります。市内の他の施設と比べた場合にそこだけ逆に高いなあというようなことは大丈夫じゃないかというようなことで均衡を図るという意味で上げさせていただいておりますので、御質問の利用がこれで減るんでないかということにつきましては、担当課とすれば通常どおりのところは保てるんじゃないかという見解を持っております。

以上です。

○副委員長（松田 勲君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 特にグラウンドが高くなってるので、グラウンドもじゃしプール、プールは会員券が、会員券も倍ですよ、その利用者の声とかも聞いてるんですか。安いから使ってたというんがあるんですけど、昔に比べたら整備もされてるとは思うんですけど、例えば美作線が開通すればそれは便利がいいと思うんですけど。すごく近いと思います。でも、開通していない状況の中で大半の方が赤磐のこちらのほうからあっちへ行ったりしてるんですね、私が知ってる限りで。そういった中で結構時間をとるんですよ、行くのに。それだったら、例えば桜が丘球場使わせてくれえとなつて、今でも結構多いんですけど、そういうふうになってくるじゃないですか。多少安けりゃ少し安いから遠くともそっちを利用させてもらおうとかという心情的になるんですけど、その辺の利用者の声というのは聞いてるんですか。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 御質問の利用者の声というのは、直接的には伺っておりません。当然先ほどおっしゃられましたとおり、安いからというのもあるかと思いますが、あくまで今回の目的といいますのが、今までの施設の状況を見たときに少し安い、安過ぎるといふとあれなんです、赤磐市内の状況を横のラインに見据えた場合、施設的にも見劣りをするわけではありませんで、ここでは均衡を図るといふのが第1の目的ということで実施をさせていただいているといふのが主の目的であります。

以上です。

○副委員長（松田 勲君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 課長言われるなら、ほんならもう上げてても利用者は変わらんということですね、基本的には。言い切れると。

○委員長（北川勝義君） それはできまあが、言わなんだ、そういうことは。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） あのう……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、そういうことは言わなんだろうが、均衡を図る言うただけじゃろうがな。利用者がどうのこうの、調査しとらんというて言うたじゃねえか。松田委員の言ようることやこう全く逆の話じゃ、せえな話は言うてねえで。

ちよっともう一遍聞き直して、松田委員。もう一遍聞き直して今、確認を質問してくれりゃええ、質問。

松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 確認しますけど、だから上げる理由を均衡を図るといふ意味で言われたんですが、均衡を図るのも大事なんだけど、結局利用者が減ったら何もならないと。使いつらいようなグラウンドになってしまったら、施設もそうですけど。その辺はしっかり考え

た上で、今上げてても支障がないだろうというふうに言い切れるんですね。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 吉井グラウンドにつきましては、本年度も施設の整備といたしまして、フェンスであるとか、そういうようなところの整備のほうも含めまして今年度やらせていただくように動いております。そういうような形で、現段階におきましては施設の整備を進めながら利用者数が下がるようなことにはならないように施設整備に努めながら運営していきたいというふうに思っております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

ちょっとええかな。

今熊山の運動公園やこうじゃったら多目的は1,500円とか、市外2,500円というて物すげえ高えんじゃ、突出してなあ。じゃったら、こんなもんも合わせにやおえんのんじゃねん。せえ、桜が丘のテニス場やこう高えが。赤磐市桜が丘テニス場3,600円、市外7,200円、高えが。せえで、1人1年間につきというてやととる。そういうなことを言うたら草生の多目的でやりようるんやこうは何もついて、これええ意味で直されたんなら、直すんじゃったら、均衡をとっていくんじゃったら皆やっぱり実情を見て同じように直さにやおえんのんじゃねえ。高え安いがあって、安いか高えかわからんじゃけど、赤坂のテニスコートは1時間当たりじゃとか、1面1時間当たりの料金じゃとか、1人1年間にこれ、こういうこと直さにやおえんのんじゃねん、操法大会、市の操法大会とかにや必ず行きよんで、行ったときには、見たら下でテニスしようらあな。大体市内の者じゃねかったんが多いと思うんで、別にええんじゃけど、それはやっぱりその今松田委員が言われた、安いから経費も、これ助成がたつぷり出とって、時間もたつぷりあるんじゃったらできるけど、助成が少ないから、やっぱりその場所も取り合いになるからここへ来にやおえんというて来てやっていただきようるわけじゃろう、市内の中が。これどういうんか、直すんじゃったら僕はこれけちつける、とりあえず試行でこれやってみて次の年で見直してえとかというんじゃたらわかるんじゃけど、一個も均衡とれてねえが。同じテニス場で1面1時間当たりの料金にするんと1人1年間につき、せえ上は野球場、ばらばらじゃろう、見直すんじゃたら皆見直すべきじゃねえかと思うとんじゃ。何を思うてここだけ見直したんならというたら、来年度ぐれえから指定管理出してえけんというような見直していきよんじゃたらいけんで、そういうことを見え見えでやりようたら、言い方悪いけど。いやいや、僕の言いてえことわかりようらんかなあ。これ見直すんじゃたら全体見直さにやおえんし、全体を見直すんじゃのうて、何かおめえ、せえでのうても市長は赤磐の子供は宝じゃというて言うたり、せえからおめえ、じゃあ年寄りも宝じゃねんじゃなあと思うて思うたりする、それへ理屈じゃけど、よう言われるんじゃけど、こん中じゃ吉井は赤磐の北の玄関じゃいうて、今度は同じように高うしちやらにや高うしちやらにやおえんいうて、言ようる話が全然

違おう。これ悪いけどな、草生のテニスコート、吉井グラウンド、多目的やこう僕が担当じゃったり、ほかの者が担当じゃったり、荒嶋さんが市長のころぐれえからずっとやってきたんじや。自衛隊から金がねえから、森廣さんに自衛隊金がねえから自衛隊で造成させたりしてからあらゆる手を使うて、財政が乏しかったというから補助事業で全部、定住とか活性化農構とか、皆そういう事業を持ってきてやってつくって、みんなが協力してもろうた分じやが。せえ、利用者が少のうなったりするんじやったらやっぱりこれがよその、例えば市外のほうは高うてもええんじや。僕は1,000円でも2,000円でも何ぼでもええんじやけど、市内のほうは今までどおりぐれえしてあげるんが、これ指定管理に合わせてやりようというんじやったら、今の前田課長が言うたこっちゃったら全部直さにやおえんと思う。ここは1名につき1年間ですよ、ここは1人1年間いいですよという、もう一個は1面1時間の当たりの料金ですよというのはちょっとおかしいんじやねんかなあと、ちょっと今僕は思うたんです、その考え方として。これは上げてきたことをどうこうやれえとかというこっちゃねえけど、皆さんどう思われるかわからんけど、これこそ平等じゃねえかと思うんじや。そりや、同じように税金はかけてくれて、桜が丘の税金と吉井町の税金変わらんというて、変わりますけど、かけてくれて、じゃったら利用量の多いとこと多ゆうねえとこと考えたり、利用量が多いとこは施設も整うたり便利があったり何らかの優位性があるからそこへ行くわけ。優位性がねえからそこは減ってくるわけ。じゃったら、料金もそういうぐあいにしとくべきじゃねえかというのを、悪いけど差別化しとって当たり前じゃねえかな。僕は吉井の場合はB&Gのプールはちょっと離れとるけど、同じじゃったんよ、市内も市外も。僕はそのとき奈義町のほうの固有名詞出す、自衛隊さんがずっとようけい来られて安いからというて、温水で。僕はもう差別化図らにやおえんというていう話で、よそは言わりや高うするというてばんとやったんじや。それやりようのは当たりめえじやと、そういう意見出して。じゃから、これ結果的には来てくれんやったら、来てくれんがええんか来るんがええかというのはわからんけど、直すんじやったら僕は全体見て直してもらいてえんと、やっぱり利用率のええとこと悪いとこのをやっぱり考えたら、ええとこはやっぱり人気かええんですよ。何らかのプラスがあるん。利用率が悪いとか何らか悪いというの、遠いとか、そこへ人口がおらんとか、サービスが悪いとか、施設が悪いとか、何かが悪いんですよ。じゃあから、僕はそういうちいたあ差別化というか、そういうなんもあってもええんじやねえかなと思うて、現行が僕はえかったんじやねえかなと思うて、来年度のときに指定管理に出すというたりするときやっぱり変えにやおえんけど、それまで試行でもえかったんかなと思よん。一旦出したもんを、友實市長も教育長も一旦出したもんを差しかえやこうするかというて、こういう言われる考えじゃろうから言わんけど、やっぱりちょっと僕は条件としてこれを出されるんじやったら、この1年間とかやらせてもろうてみると、見てから指定管理をみて考えにやいけんというのをすべきじゃねえかなと思よんです。仮に指定管理の話まで入っちゃいけませんけど、ほんならこれが高かって利用量が少ないから吉井のB&Gを指

定管理に出すんじゃ、高えし、利用者がおらんからやらないよ来ませんよ言うたら、貧乏人の銭失いじゃねえ、結果的には負の連鎖になっていくじゃねえかと思うんで、ちょっとそこらも思うたん。どう考えられとるか、ちょっと聞かせてくださいよ。

○教育次長（奥田智明君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） 委員長のおっしゃることもよくわかります。今回の改正については、やはり市内の同じような施設ということで、距離は確かに北のほうで違いますけれども、野球場、それから多目的、テニスコート、これにつきましてはやはり設備的には本当に他に引けをとらない同じような設備だというふうに思っております。今課長言いましたように、グラウンドのほうもフェンスが低かったりということである程度整備をするというようなことで、整備をする中でやはり利用のほうもある程度は見込まれるんだろうと思います。あくまでこの吉井の体育施設の市内の均等化を図るというふうなことで考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○委員長（北川勝義君） いやいや、もう一個もわかりようらん。理解せえじゃのうて、瀬戸町のグラウンドのほうが吉井町のグラウンドに比べてどっちがよけりゃあ。

○副委員長（松田 勲君） どっちがええんかというて。

○委員長（北川勝義君） 言うちゃ悪いけど。それで、今言ようるときに、ナイターのときにナイター電気代を全部しとくよりはリースで持ってきてしょうるほうが安いから、下山さんそれあれじゃったな、安いというてな、発電機の。あねえなんはわかるんじゃ。そういうことはもうわかる。使うんが、ちょっと電気じゃったらもう、僕知らんで、勝手なことを言う。ぱっとスイッチ入れりゃあぱっとつくとしたんが発電機ならちょっと発電機をかけて灯油入れにゃおえんけん、燃料入れにゃおえんけん、5分余分にかかるというのは仕方がねえと思よん、その安うなって使用料。じゃけど、よそより高え高え言ようたら結果的にはよそへ行ってしまふんじゃねえかというて思うて、市外の対象で、今そういうことを思うたり、せえから何ら引けをとらんいうて、引けをとっとるがな、この山陽の人からするんじゃったら、一番遠いから、交通量が遠いから、引けをとっとる、わざにはんならここへおる議長さんを初めここへおられる方が大抵すぐ利用せえというたら下山さんか僕だけはそっちに行くかも、あとの者はみんな山陽へふれあい公園へ行くとか桜が丘のそっちに行くんじゃねえかな。大人数が全部そうじゃろう。あんたら矛盾したこと言うたらおえんで。それを簡単にそんなことありゃへんじやというて言ようる、それは違おう。さっきも言うたが。利用率の悪いのは何でならというて。ここへ駐車場をつくって10台しかとめれんじやという、これ毎日いっぱいどうめえこといかあや。周匝の、B&G草生へつくって、10台つくってても一台もとめんわ。そりゃ利用価値がねえからじゃがな。ある意味の悪いことじゃねえか。

せえから、今言う仁堀のグラウンドやこう前からしとるけえ上げんのんじゃ、仁堀、多目的

上げん、何で上げんのんな仁堀の多目的上げちゃれえ、600円に。200円、400円、300円に上げえ。何で上げんのんなあ。何でなら、おめえ。もっと結果的には、見ようりゃな、あんたら指定管理をやるためB&Gを指定管理に出さなきゃ、そのときついでにしているだけでそねえな草生のとこしただけじゃねえか、見え見えの子供がしょうる手じゃねえか。いや、言ようることまんざら違ふとりゃへんで、今言ようことは。やっぱりそこらは見据えてせにゃおえん。やっぱり、どうも何かそこだけしとりゃ、仁堀の多目的は何もせん、手をつけんのかな。

ほな、例えば赤磐市の中島のグラウンド・ゴルフ場ある、ほなもしこれ銭取って今やりようけど、中村集会所の広場でも今のをやったとて、ナイター同じじゃけん、同じ値段取っちゃれというたら、おめえ、人が笑うで、そりゃ。こりゃもう仕方ねんじゃ、一極集中で東京がようになりようんのは。山陽がよくなるのはこれも仕方ねんじゃ。おえん言よんじゃねんじゃ、もう。それも甘んじて我慢しとるんじゃけど、使用料までぼんぼんぼんぼんそんな上げていきようたら使わんようになるんじゃねんかということをお願いしたかったんじゃ。そう思わんかな。

15分まで休憩とします。

午前11時5分 休憩

午前11時23分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

はい、奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） この条例の料金一部改正につきましては、いろいろ委員さんから御意見等をいただいたところでありまして、やはり吉井の地理的な条件とかいろんなものもありまして、利用者数の、料金を上げることで利用者の方々の減というのやはり懸念をしなければならぬような点もございますので、ここにあります施行日、4月1日から半年間ほどその条件のいい11月、12月までとりあえずこの料金値上げということでさせていただいて、もしそれで利用が落ちるとかいろんな利用者から不平不満が出るようなことがありましたら、また新しく検討させていただくということでお願いできたらと思うところでありまして。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明がありました。

何かありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 指定管理になるんじゃけど、その指定管理……。

○委員長（北川勝義君） 指定管理の話、ちょっと下山さん、指定管理の話はちょっと違うけえ、ちょっと……。

○委員（下山哲司君） 今の……。

○委員長（北川勝義君） じゃけ、今違うけえ、指定管理というのちょっと出さんようにして、指定管理。

○委員（下山哲司君） そしたら、今のあれでよろしいわ。差しさわりがあるんじゃないかねえかなあと思うて心配しただけです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） ちょっと僕が言う。使用者が減るようなことも考えられるんで、さっき教育次長が言われたように、来年の27年4月から暖かい期間というたら、野球ができるときとかという多目的使うところじゃけど、言うたら11月ごろから12月の初旬ぐれえじゃと思うんで、11月ごろまでにして今使われとる方の意見を聞かせていただいたり、それから対応、使用者がどのくらい来たというのを見させていただいて、そう変わらなんだというたら、苦情もあるけど何とかいけるということになりやそのままいかれると思うんで、報告は願わにやおえんけど、12月のときにもしそういうこって使用者が激減したとかいろいろクレームじゃいろいろあった場合には再度考えていただいて、今言われたように調査して、そのときに条例改正もう一度下げるとか、いろいろ下げるといろいろあるんでやってもらいてえんと、そういうことじゃと思うんでそうしてもらいてえんで、それから1日につきとか1年間につきいうて、もうこのグラウンド・ゴルフ場は仕方ねえと思うんじゃないけど、そういういろいろなことが諸条件がついとるところはできりや直せるところは直してもろうて、桜が丘のグラウンド、テニス場については1人1年間はこりや会員券何とかしとんじゃといういろいろあるんじゃないたら、そういうことも正式に書いていただいて、こういうところはこういう条件があるんで直せるところは直すということで、これもあるけど1日、じゃったら会員になった人しか使えんという、1人1年間になるんで、そのときだけ使いてえというんが1時間だけ1面使いてえという人があつたらそれも使わせてあげるといようないろいろなことを考えなんだからだめじゃねえかと思うんで、そこらのことも一緒に直すということで試行的に見ていただいて、ただ草生の多目的だけを見るんじゃないのうて全体の見直しも必要なんでかけていかにや。

先ほど今委員長、副委員長と話をしようたときに、赤坂のファミリー公園のグラウンドが200円じゃったんが300円になったの、多目的のやつふえたというのもいろいろで、それでやっぱりそこが何ぼか減ってくるんもあつたりするんで、そういう金がたった100円のことかもしれんけど、100円でもやっぱり負担するほうの生活していきょうんで負担のことを思うたら、僕は逆に言うたらこんなことは平等じゃねえかもしれんけど、赤磐市の市民が使うんじゃないたら、特に小・中学生、高校生が使うんじゃないたらただでもええんじゃないかねえかと思うて、電気代と水道料とか要るもんは取らにやおえんけどと僕は思よんじゃけど、そこまではいろいろなことがあつてできにきいなとんじゃろうけど、そういうこともあるんで観点で見直しをここはこれでかけてやっていただきたいと思いますんで、そういうことで皆さんこのことについてよろしいでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いません、一連のお話というのはよく理解できたつもりです。しかしながら、僕はちょっと気になるのが1点あります。いわゆる行財政改革との財政健全化していくとの絡みなんです、やっぱりいろいろなところで儉約に努めていって、補助金等々も一律10%近く、一律というわけじゃないんですが、カットすると。そういうようなみんな痛みを共有しましょうというような段階のときに、当然ながら市民の負担というものも出てくるわけですね、市民負担というものも。そういうようなところの観点というのは、この話というのはどのぐらい含まれるんですか。

○委員長（北川勝義君） そりゃちょっと僕が答えちゃおえんけど、考え方がちょっと違うんで、これがこのままでふえていくために、利用料を上げていくために均等にとっていこうということで、財政負担のことはちょっと財政の方に聞かずに、均等負担していこうということになったら同じようにしていったらええんじゃけど、その場合利用量が下がったら結果的には何もせんでもグラウンドが、毎日何もせなくて年100遍使ったんが10遍になったらそれだけ上がっても利用量悪くなるんじゃけえ、歳入というたら、それ電気使うとかいうんじやのうてもうもっと下がっていくんじやから健全な使い方じゃねえかなと僕は思うとんで、そういうことを踏まえてちょっと一緒にちょっと答えてください。

次長。

○教育次長（奥田智明君） まず、その使用料、財源の関係でございます。今委員長が言いましたように、上げることによって利用が下がる懸念はあります。今のままでやはり利用増へのPRとか、そういう面をさらに中身の見直しをかけて料金をただ上げて使用料の増を図るのではなくて、ちょっと方向転換をして収入増になるようにこう検討していくべきだろうというふうに考えております。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） よくお話はわかっているつもりなんです。上げることによって利用者が下がって、結局総額が下がってくるかもしれないというのはよくわかります。それを下げないように努力するのがやっぱり管理者の責務というか、責任なんだと思います。

そのお金が上がることによってその負担がふえるんですということは、やっぱり丁寧に市民に対して説明をすることによってその行政改革に対するその理解というものに一つつなげていくというような側面というのでも発生するのかなあと思えば、私は逆に下げるのではなくて、下げたり横ばいにするのではなくて一律上げるべきじゃないかなあと。赤磐市としての行政改革の一環としてですね。ちょっとでも収税、その収入をふやしていくんだと、それで必要なところにちゃんと教育だとか、子育てであるとか、介護であるとか、いろいろな本当に必要なところの予算にこのお金を使っていくんだというような、その使い道をはっきりさせることによ

て私は市民参加の行政改革につながっていくんじゃないかなあとと思ってまして、そこら辺のところの観点の話がちょっとこの話で見えにくかったというか、ちょっとわかりにくかったんで、どのぐらいお考えがあるのかなあというのをちょっとお聞かせいただきたかったということなんです。考えていただいているのであればいいんです。

○教育次長（奥田智明君） しっかり利用者の御意見等聞いてやっていきたいと思っております。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待てえ、今ちょっと奥田次長が答えられる話じゃなかろう。このスポーツ振興だけの話言ようるわけ、行革いうのはその話だけ。

○委員（佐々木雄司君） このスポーツ振興に関してそういう考え方を持っていますかということですから。

○委員長（北川勝義君） スポーツ振興に行革。

はい、奥田次長。

スポーツ振興に行革やこう。

○委員（佐々木雄司君） 御自身のその打ち出される施策と申しますか、取り組みに対して行政改革の意識を持っていますということであればそれでいいです。

○教育次長（奥田智明君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） 行革の考えから言いますと、今佐々木委員さんが言われるように、少し使用料のアップというのも一つの手段かと思えます。当然それも考えるべきだと思います。ただ、今回のことにつきましては、やはりまだまだきょうそれぞれ委員さんから御指摘ありましたように、地理的な条件もあつたりしますので、本当に利用者のしっかり意見を聞いて、まず利用が減らないような、まず方策から考えていくと、その上で皆さんしっかり使っていて次ステップとしてどう考えるかというふうなことを考えるのが今後の行革の方向性だろうと私は考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで終わりたいと思ひます。

続きまして、議第44号赤磐市吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第20号）を議題とし、これから審査を行いたいと思ひます。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願ひしたいと思ひます。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは続きまして、赤磐市吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げさせていただきます。

同じく新旧対照表50ページをお開きいただけたらと思います。

この条例の改正の目的ですが、1つとして、指定管理者による管理を可能とする条項を盛り込むことでもあります。もう一つにつきましては、市内の施設使用料との均衡を図るという意味で利用の料金を改正させていただきたいという2点であります。

まず、指定管理についてですが、第12条を17条とさせていただきます、第11条の次に5条を加えさせていただきたいということです。

初めに、第12条につきましては、赤磐市公の施設における指定管理の指定の手続に関する条例に基づき管理が可能となるというような内容であります。

13条につきましては、指定管理者が協定に基づき行う業務を定義するものです。

第14条につきましては、指定管理者が行う管理の基準についてで、法令及び条例規則の遵守、秘密漏えい、個人情報保護についてであります。

第15条につきましては、指定管理者の権限で条例に規定する教育委員会の権限を行うものです。

第16条につきましては、利用料について利用に係る料金を指定管理者の収入として収受することができるものであります。

また、もう一点の利用料の改正につきましては、52ページをごらんいただけたらと思います。

アリーナの照明料を今まで徴収しておりませんでしたので、この改定により照明料を全面市内400円、市外800円、半面につきましては市内200円、市外400円にさせていただきます。

また、2階にトレーニングルームがございますが、2階は広いフロアがあわせてありますが、利用形態のことを考えまして、トレーニングルームと新しくサブアリーナとして面積を分けまして、新しくサブアリーナということを表記させていただきまして、そちらに当たります使用料を市内150円、市外300円、空調料として市内100円、市外200円というふうに定めさせていただきたいと思っております。

トレーニングルーム個人利用につきましては、市内が200円、市外200円、それからミーティングルームの空調料の徴収が今までありませんでしたが、市内が50円、市外100円にさせていただきます。

あと、注意事項の2に当たるところ、1時間未満の利用についてですが、1時間とみなして徴収することを追加させていただきます。

プールの個人利用であります、大人が各時間区分で200円、小人が100円というふうにさせていただきます。プールの回数券では、大人が2,000円、小人が1,000円ということになります。また、プール個人会員につきましては、1年間大人が2万円、小人が1万円ということになります。

改正をお願いしたいと思っております。

なお、プールの団体利用という項目がありましたが、この項目につきましては利用実態からこのたびから扱いをなくさせていただきたいというふうに思っております。

また、注意事項の2のところの表現を、時間区分ごとの入れかえとするというふうに表現を改正させていただきます。

補足につきましては、施行日で平成27年4月1日から施行するということでもあります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さん、これから質疑を受けたいと思います。

何かありませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何条だったですかね、個人情報云々どうのこうのという条項がありましたけど、これについてお尋ねをしたいと思います。

この指定管理を受けるB&G海洋センターの会社名、私ちょっと存じ上げないんですが、このところが個人情報を扱うということなんですけども、この個人情報の所有者は誰になるのかというところをお尋ねしたいです。

あと、情報管理の方法ですね、それもお尋ねしたいです。

あと、流出時、したときの責任の所在はどこにあるのか、責任者は誰になるのかというところを、この3点お尋ねしたいです。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 先ほど佐々木委員からの質問であります。まず個人情報というのは施設を使用するに当たっての氏名であるとか、年齢であるとか、いわゆる申請であるとか、利用いただくときの情報のことを指します。

それから、その情報の所有的なものをお尋ねだったかと思いますが、これにつきましては管理上は指定管理者のほうで取り扱っていただくことになろうかと思いますが、あくまで市の施設を使っていただくということですので、最終的には市のほうの情報であり、また最後お伺いになられておりました責任の所在というところは、最終的には市のほうにあるというふうに思っております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） 情報管理の方法。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 管理のほうは、通常管理につきましては

指定管理者のほうで厳重に保管運用ということで、常にこちらの市のほうへ持ち合わせをしているという状況ではありません。そういうような運営で実施をするような予定で思っております。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 詳しくありがとうございました。流出時の責任の所在が市にあるということであれば、絶対に流出させないようなコンプライアンス体制というのをその指定管理者に求めていかなければいけないんですけども、その体制というのは市のほうに、例えば研修会を行うであるとか、個人情報というものはどういったものを指すのであるとか、その概念的なものを含めて教育といいますか、指導のほうはされていかれるんですか、今後。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 現段階におきましては、そういった研修会であるとか、そういったものは予定を思っておりませんでした。今委員から御指摘のこと、確かに市としては大事なことだと思います。今後の指定管理制度を委託をする段階においてどこかの時点でそういったことを中心に徹底ができることを今後考えてみたいと、今の時点では思います。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） よろしい。

○委員長（北川勝義君） はい。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） これ指定管理いつじゃ言うたんかな、もう一遍。27年4月1日。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 27年4月1日施行ということでお願いしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 使用料の改正は表のとおりで、これは4月1日からやるということでいくわけじゃな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい。

○委員長（北川勝義君） ちょっとそこで、これ指定管理するために料金の改正はしとることかな、どういふことかな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） このB&G海洋センター条例の一部改正につきましては、先ほど申し上げたとおり、指定管理の可能になる5条を加えさせていただいたことと、料金につきましては同時期にあわせて改正をするという趣旨で今回お願いをしてお

ります。

○委員長（北川勝義君） 先ほどテニスコートやこうのときに試行してみるということにしたんじゃないけど、これはどんなかなあ。試行はしてみんのかなあ。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 先ほどから体育施設全般のお話もいただいたことがあります。私もきょうの皆様方の御意見をいただきまして、こちらにつきましてもそういったことが懸念されるということもあろうかと思しますので、そういったこともこれも含めて同様に扱わせていただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ついでにというたらおえんのんじゃないけど、教育長、吉井中学校はプールがめげて久しいんじゃない、長えんじゃない。B&Gは、この間市長に本会議で答えてもろうけど、ありや言うんじゃないら違うん、中学校の義務教育の学校教育じゃったらB&Gやこう使うとかというこっちゃねえ、中学校教育。青少年の健全育成とかいろいろ考え方で、老人、老若男女を問わず健康づくりということでB&Gが使われるんじゃないらそりゃええんじゃない。だから、結果的に中学校が使うということになったときには使えてえ者も使えんようになったという可能性もあると思うんじゃない。これがもし山陽であって、桜が丘中学校がプールがなくなった、はいはいよろしい、ふれあい公園行ってくださいというてそういうことをしますか。絶対しないでしょう。これが偏見的な差別じゃ言よんですよ。人口の少ないところをやって、そしてここは指定管理にする、いけしゃあしゃあと指定管理にする。指定管理も何を目的でどうやっとするんか、山陽のときには指定管理をやるというときには、僕はここで意見言いました。やるときにはぜひ吉井のときもB&Gのとけえ出るときに管理ができるようにしてくださいというて、吉井は少ないから管理はできません、大分ようけい出さなきゃできませんというようなことにならんんじゃないか。その上これでお金を上げとったらそういうことが問題が起きてこんかということを書いたかったんですよ。それで、もし僕指定管理じゃったら、指定管理したところへB&GのところはこれからB&G補助をくれるかどうか。それから、B&Gがこれからやっていっとなるときに、今のあれをやりましたが、チャレンジデーのときに、対象にそりゃねえからせんとかという話じゃねんですよ。対象に率先してできるか。それから、中学校のときも率先してそういうことができるか。

ということを考えられたら、僕は指定管理するということが本当にええことか、指定管理しても、ただどほんなら条件つけて中学生は使わすんじゃないとか、いつまで考えるのかな、わかりますかね、言ようこと。そこらをちょっと今僕理解できんような気がして、全く反対というんじゃないねんじゃないけど、そこらも踏まえて考えてやられとんか、単純に指定管理、せにやおえんのじゃけやっつけやっつけついでに上げとこうや、ねえところは落とすとけ、探すとけ探すとけ、たら、今までの宮岡教育次長じゃとか、前の教育長はえかったけど、今度は、おめえ、な

ったら、奥田という次長がなったら、教育長は杉山というのになって、それで学校担当のほう
が、前田というのになつたらでええ吉井ばあ高うしちやろうというてねえとこのあらばあ探
してやりよんじゃというて、友實が市長になつたらこういうことをし出したんじゃというて、
おいぼっけえ赤坂支所長にこっとしてくれんでもええけえ熊山も、わしは思えて、余りええ影
響が出てこんのんじゃねえかなあと思うて、今ちよう思うたわけですよ。人気商売とか、そう
いう話をしょんじゃのうて、やっぱりこれはこういうとこも直したけん、僕はこれ見直すんじ
ゃつたら、ちょっと前田課長に言うてほしかつたのは、こういう事業でB&Gもここで見直し
かけますと、B&Gなんかやらせてもらうんで指定管理が可能なんで指定管理するんじゃねえ
と可能なこと直させてもらうんで、びちつとしたから料金もこういう、できたら27年
4月から試行的にやらせてもらいてえというんじゃつたらわかるんじゃけど、そねえな言葉
がのうてどねん考えられとんかな、簡単に、僕はちょっとそう思うとんです。憤慨しとんもあ
ったり、おえん言よんじゃねえですよ。そういうなんで見直しさせてくれえと、試行させてく
れえというたらわかるんじゃけど、同じようにするけん、あつたけんて言うたんじゃあ、ちょ
っと納得いきにきいなと僕は思うとんですよ。

そんなことを言うたら、単市で補助をつけても、要らん話をすりゃ、これB&Gの補助をも
ろうてやりよんと、山陽のふれあい公園も大改装したが、そのときはどう考えられとん、改装
が悪いとかという話をしょんじゃねんじゃ。やっぱりしたのにB&Gの目的、ふれあい公園は
赤磐市全体の中の山陽ふれあい公園ですが、やっぱり考え方をええにやえんですよ。

もう要らんことをついでにちょっと1つ言うてくから。

足王温泉、老人しか入れませんというて、老人の会、そんなことするんじゃつたら、山陽の
偉え人、特に池本総合政策部長、たえず言われりやな、あれ老人の施設ですけえ老人の補助を
もろうてやつたんですからというて、こう言う。というんじゃつたら、B&GはB&Gをもろ
うてやつたんじゃねえか。指定管理やこう出すな。

それから、もちろん言うちや悪いけど、そういうへ講釈言うんじゃつたら、下山さんがもう
目のかたきぐれえ言つてやりよるリピート吉井、奥田君だつて担当じゃからわしが課長やつ
てやつたときのあれも貸すな、それおかしいじゃねえか、言わんとしよることはそういうこ
とになってくるようにつながっていくんじゃ。やっぱりそういうとこじゃつたら開放せにやえ
ん。

今同僚議員が言わりよる、僕も何ぼと書いてえことは山ぐれえあるん。一般質問でやらに
やえんと思うとるぐれえ、じゃつたら開放してくれりやええじゃねえか、みんなのとこを。
吉井から風呂行きとうても温泉行きとうてもねえんじゃ、金払うて、高え、あんな。老人であ
りや月に1遍か1週間か10日に1遍ぐらいあるんかもしれんけど、山陽の間だけじゃねえか、
それやつたらそこらも同僚議員が言よる、財政改革でもう皆切りやええじゃねえか。やっぱ
りそこらの考え方びちつとやつてもらいてえと思よるわけ。こういうことになるからこうし

てえんじゃというような考えがなけりゃおえんのじゃねえかというのを言いてえんで、教育長、どねん考えられとります。市長もどねん考えられとります。

教育長、一番トップじゃから、いじめよんじゃねえんよ、教育長。答えまで出してわし言うたぎよんじゃけえ、質問の答え言よんじゃけえ、QアンドA言よんじゃから。丁重なだけじゃおえんのんで、教育長、わしやここへ教育長が言うた言葉というのを張っとんじゃけえ、教育長の教育長になってからの新聞でも切り抜いて、何を言わんとしてるんかという、頑張ります、杉山高志さんと、こう頑張りますという、わしずっともう、市長が言うたことも張ってしょんじゃ、読んで、ううんというてから。

ちょっとどういう、子供、せえで市長、市長が言うたんじゃ、子供は宝じゃというて、子供に使う、健全育成するとかには金上げちやるという。次長でもええし、どうして上げちやる、というのは、僕がさっき言うた答えじゃねえけど、そういうなんするからこういう見直しをかけたかったというて言うんじゃたらわかるけど、何もねえ、手柄のように、今3人が新しゅうなったけんというて、やってくれるな、前田君、奥さん吉井町じゃろうがな、ぼっけえ高え。奥田君も吉井町じゃろうがな。えろうぼっけえ高う高うしたというたら利用量はかえって下がるんやこう、そこらも考えて、ちょっと考え方聞かせてくださいよ。

真っ向から反対しょんじゃのうて。前田君が言うんかな、考え方。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 足りてないところがあったのであれかと思いましたが、いいでしょうか。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 先ほど私の答えの中で十分足りてなかったこともあろうかと思えます。B&G海洋センター、本年度も補助金等をいただきましてプール等いろんな施設を改修する予定になっております。そういった中で、ここ近年非常に施設としては使いやすい、皆さんにそういう施設に変わってきとります。そういうようなこともありまして、指定管理へ出す時期もあわせて料金の見直しというようなことも、あわせていい施設になったということで料金のほうも見直しをかせさせていただきます。よろしく

先ほどから御意見をいただいておりますいろんな心配するところもありますが、1つ前の体育施設のこともあわせて、利用の方々の御意見を聞きながらどういった状態が一番ふさわしい料金プランであるかということも試行的なことをさせていただきながら運営のほうを進めていきたいということを思っておりますので、あわせて発言させていただきました。よろしく

○委員長（北川勝義君） 教育長、市長何か言われん。

○教育長（杉山高志君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 杉山教育長。

○教育長（杉山高志君） 先ほど前田課長が申したとおりであります。私も施設をしっかりと見

させていただきまして。

○委員長（北川勝義君） 見てねえんか。

○教育長（杉山高志君） 見ました。そういう中で市民の皆様の本当に理解が得られるように私たちも努力してまいります。よろしく願いいたします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 先ほどの料金の値上げも同じなんですけども、この先きちんと利用者の声を聞きながら、また利用の状況もしっかりと注意を払いながら、この先も市民の皆さんの御要望にお応えするように努めてまいります。

そのためには柔軟な対応というのが一つ重要なことになろうかと思います。その中で行財政改革で財政健全化アクションプランでやっているっていうことも念頭に置きながらこれを考えていくべきものと考えているところでございます。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 話横で聞かせてもらようたら、もう柔軟なこういう言葉が出るんじゃないけど、今まで私の村の一番地ですからな、あれが。できてから以来ずっと見とんじゃけど、その担当者が熱心で熱意のある人がしたときは利用がぱっとふえるん。担当がかわったらぱたと落ちるん。ほいで、また横ばいになって、ほいでまたそれじゃいけんからというて熱心な担当者が来たらまた上がるん。じゃから、職員さんが仕事でできるようなことじゃないんじゃ、あれは。やっぱりそういう熱意のある人が先頭に立ってああいうとこをやらんと、人口が少のうて年寄りと若い人のバランスが、僕はええと思うとんじゃけど、人は悪いと言うんですけど、そういうとこでそういうスポーツとかそういうコミュニティづくりがうまくできるというのはリーダーがおらにやできんのですよ。一般の役所が、次はあんたあっこへ行きなさいというて3年ほどおって、またせえまた帰って3年ほど、誰でもええというもんじゃないんです、あれは。今までの結果を見てもうそれ出とんです、歴然と。じゃから、今の料金にしてもそういう熱意のある人に意見を聞いて、こういう状況じゃからこうじゃと、こういう判断をせんと、一律とかという言葉やこうは当てはまらん、仁堀もほんなら一律にせにやおえんようになる。200円仁堀だけ安いというわけにいかんでしょう。一律という言葉を使うちゃいけんのんよ。やっぱりそういう簡単な、いとも簡単に言葉を使うて済まそうとするから突かれたら困るじゃろう。さっき言うた一律にというんだったら、仁堀も一律にせえと言われたときにできんでしょう。

じゃから、同じ熊山と赤坂と山陽と吉井のグラウンドかで吉井一番銭かけてねえよ。自己負担なんぼも使うとりゃへんのじゃけえ、あれしたときに。それで、その後にはそれは多少自費で修繕したりいろいろしとるけど、ここらみたいに銭かけてしとりゃせんよ。やっぱりそうい

うことも踏まえて考えるんなら料金でも響いてくるじゃろう。じゃけ、いろんな考え方があるんじゃから、やっぱりもう少し言葉を考えて説明してほしいと思うなあ。これでやめるけど。

○委員長（北川勝義君） 意見でよろしいな。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他になければ、これで終わりたいと思います。

続いて、議第48号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）を議題とします。これを審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたら。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 委員長、消防長。

○委員長（北川勝義君） はい、消防長。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例の補足説明について担当課長のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 委員会資料の1ページ、それと条例等改正議案新旧対照表の63ページからごらんください。

今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会会場での火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るものです。ここで言います対象火気器具等とは液体燃料、気体燃料、固体燃料や電気を熱源とする移動式の器具で、コンロ、グリル、ストーブ、携帯発電機など火を使用する器具、またはその使用に際し火災の発生のおそれのある器具を言います。

次に、改正の内容です。

新旧対照表64ページ、第18条第1項第9号の2になります。対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する催しに際して使用する前に消火器の準備をした上で使用することを義務づけております。

次に、屋外催しに係る防火管理に関することで、新旧対照表65ページ、第52条の2になります。

まず、指定催しの指定です。消防長は、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので火災が発生した場合に、人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定します。

また、指定した際に通知すること等、手続に関することを定めております。

続きまして、同じく65ページの52条の3になります。

指定催しの防火管理としまして、催しを主催する者に対して防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、その計画に従い火災予防上必要な業務を行わなければならないことを義務づけております。

火災予防上必要な業務に関する計画につきましては、下記に上げておりますとおりです。

続きまして、露天の開設届け、新旧対照表67ページ、第55条の第6号になります。

多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露天等を開設する場合は、消防機関へ届け出ることを義務づけております。

続きまして、同じく67ページの59条の第4号、第60条にあります指定催しの主催する者に対して火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務違反について罰則を設けたものになります。

○委員長（北川勝義君） 続けてください。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） なお、委員会資料2ページから5ページには施行後指導等に使用する資料の案を出させていただいております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 48号の赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明がありました。

委員の皆さん質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 意見がないということで、これで終了したいと思います。

それでは、1時まで休憩とさせていただきます。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

続いて、議第52号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから歳入歳出についての補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、池本総合政策部長。

○総合政策部長（池本耕治君） それでは、一般会計の補正予算、総合政策部から説明をさせていただきます。

総合政策部関係、資料の3ページからです。

総合計画の関係と映画の関係で2件あります。私が質疑等で答弁をした関係上、私のほうから補足をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、資料の3ページ、それから予算書でいいますと9ページであります。67万円それぞれ総合計画の策定の関係で補正をさせていただいております。これは今年度1年前倒しになりますけれども、総合計画の策定を始めまして、報酬、需用費等々、委員の報酬等々を組ませていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

今後は、この予算とは別になりますけれども、最終的には印刷製本費等が出てまいりますけれども、これにつきましてはまた御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総合計画については、以上でございます。

続いて、映画の関係でございます。540万円、同じところの企画費に市制10周年の記念事業負担金として組ませていただいております。500万円と消費税の40万円でございます。

これについては、本会議でも説明をさせていただきましたけれども、種まく旅人という農水省後援の第1次産業をテーマとする映画の撮影、松竹撮影所が作成する映画ですけれども、赤磐市をロケ地として桃等の果実を題材にした映画を作成をするということで、赤磐市も協力をさせていただくということで、そのシナリオ、その他調査費用の一部540万円を今回組ませていただいております。

本会議の質疑でこの映画をどのようにアピールするのかというような等々の質疑がございまして、私のほうから映画、こういう赤磐をロケ地として撮影する映画はなかなかチャンスもないので、これについては第1次産業の農業のPR、赤磐市のPRを映画作成時から終わった後のロケ地のPRまで含めて幅広くさせていただきますというようなかいつまんで答弁をさせていただきました。

それで、具体的には、まだ予算の審議中でありまして、7月から、予算可決をいただきましたら7月ぐらいから調査等に入れる予定でございます。

5ページ目でございますけれども、資料の。6月2日に協定書を結びました。協定は3者の協定でございます。赤磐市と、それから株式会社エネットという製作の会社でございます、と松竹撮影所、この3者で映画についての協定を結びました。

第1条は目的でございます。赤磐市の10周年記念事業として地域の活性化を図ることを目的に赤磐を舞台として映画を作成、これに協力すると。乙については、他の出資者とともに映画の製作委員会を組織し云々ということで。丙は松竹でございますけれども、映画の撮影を含む製作業務を行うと。

第2条は、製作協力として映画の製作に赤磐市が協力をするということと、それから乙、丙は映画の製作を進めていく上でお互いに協力するということとでございます。

予算には540万円を組んでおりますけれども、これは別に定めるというふうにしております。

以下の条項につきましては、反社会的勢力に関する条項等々のことを書いておりまして、次

のページで甲、乙、丙が契約をするようにいたしております。

ということで、6月2日に協定をいたしまして、この予算を認めていただけましたら、赤磐市のロケ地としての調査、シナリオづくり、それからそれがある程度完成しますと現地でのロケというふうな段取りになってまいる予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですけれども補足とさせていただきます。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、副市長。

○副市長（内田慶史君） 今池本部長のほうから協定書の説明をいたしましたが、この第2条に係ります覚書についての説明をも加えたいと思いますので、協議会にしていただければと思いますが。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから協定書の第2条についての製作協力の覚書についてをということで協議会にしてくださいというお話がありました。

皆さん協議会にしてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、暫時休憩とします。

午後1時7分 休憩

午後2時3分 再開

○委員長（北川勝義君） 続きまして、委員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、審議の中で先ほどからしております協定書、映画に関する協定書、そして映画製作に係る製作協力に関する覚書についての審議をしたいと思います。

私は協定書のほうは審議すべきだと思っておりますが、覚書については、先ほど協議会のほうでお話しさせていただいたようになっております。

そこで1つ、私のほうも1つ質問は先にさせていただくと、これが大前提だと思いますので、覚書のほうの実行委員会としなくてはいけないの、市長が実行委員会でやっておられる、540万円のほうは議会のほう関係あるからわかります。5,400万円は実行委員会だと思います。これについてどのようなことをやったかというのがわかれば、それも踏まえて説明をしていただければと思います。

大変申しわけねえ話、協議会をやらせていただいたんですけど、もう一度池本部長のほうから概略で今までのことを協議会のことを踏まえ説明いただきたいと思います。

○総合政策部長（池本耕治君） はい。

○委員長（北川勝義君） 池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） まず、実行委員会をつくるという、市長は実行委員会を組織すると、つくるということが第1であります。それから実行委員会のことについてはいろいろ協賛金を集めるということを書いておりますけれども、実行委員会をつくるというのが市長の

役割でございますので、とりあえず判こは市長の名前になつとります。

したがいまして、今後実行委員会については540万円の予算が認められますと事業をスタートさせていただきますので、その中で具体的な実行委員会の組織、それから人員、どういう形で協賛金を集めるのか。協賛金を集めることと、それからもう一つは市民協働の映画づくりということで地域の皆さんにも御参加をいただくような実行委員会にならざるを得ないということもありますので、このあたりは今後十分検討して逐一形が方向づけできますと、委員会のほうへ報告はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

540万円につきましては、映画シナリオ作成、製作準備のための経費でございますので、これは予算計上させていただきとります。よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） それでは、執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん質問があったら。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 2点、今の540万円のあれが、利用内容がここに負担金ということで説明書いてあるんですが、これは理解できます。できますが、先ほどもちょっと言うたんじゃけど、やっぱり予算が通らん間にこの覚書ができるということを私は不審に思うんです。それは正しいか正しくないかお答えください。

それから、製作協賛金、これ実行委員会をつくってからとこう言うんですけど、市長命令で寄附もろうて回るということは行為的に正しいんですか、正しくねんですか、それもちょっと。

それから、職員がもろうて回るのは正しゅうねえんだと思うんですが、それも教えてください。やるとすれば観光協会をワンクッション置いてやるとかというのが法的にはそれが正しいんじゃないかと思うんで、その辺も含めて回答願います。

○総合政策部長（池本耕治君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） まず、寄附につきましては、実行委員会が寄附を集めるということですので、実行委員会として行うということでございます。

それから、予算が可決する前の覚書、協定ということでございますけども、協定につきましては、先ほど言いましたように、予算がありませんので協定書についてはもう添付をしているとおりでございます。ただし、金額的なところで民間契約でございますので、どうしても必要ということがありましたので、覚書という形で結ばさせていただきました。

その中で、2条の第2項でただし書きの停止事項を設けておりますので、こういう形ですることによってそういう法的なところはクリアしとるというふうに理解いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 540万円に関しては、そりゃ議会のあれが必要で、予算ですからあれなんですけど、これが540万円使うだけのインパクトというか、私らに伝わってくるもんがまだ感じられないんですね、その最初が軽かったから。最初がもっと慎重だったらこんなことを思わん。余り軽過ぎるからそういうに思われるんで、軽いというのは市長が軽いからそうなるんじゃないかと私はそう思うとんよ。じゃから、そういうふうに聞きたいことと。

それから、実行委員会のこれつくっても市長の命令でつくるんでしょう。市長が寄附集めよと一緒にじゃからな。じゃから、市長が判こ押しとりゃ責任持つという。ということは、市長がみんなに金集めというて命令しよと一緒になんじゃから、建設業界やこうは行けれんよ、市長が命令するんだったら。そういういろんな問題点が出てくるんじゃないから、もっと慎重にやらないやけんよ、そりゃ最初から。特に、後からやるけど、入札の件やこうでも、そういうことも人間の考え方には反映してくるんじゃないから、そりゃもう少し慎重に物事を、議会がどうも認識ができませんよなんで、一般の人が認識をするというのはおかしいんじゃないから、この辺だけよう回答ください。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 実行委員会の組織につきましては、市長が組織しというふうに書いております。当然そのあたりのことも踏まえて実行委員会の組織のあり方、そういうところについては十分検討しながら組織をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 市長。

○市長（友實武則君） 前回の委員会で説明が軽かったという御指摘でございますけども、決して軽い説明をしたつもりではございません。ただ、その時点で詳細なこと詳しいことがわかっていなかったということで不十分な説明になったということは、これは大いに反省しなければならぬと思います。これはおわびを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） もう多くは言いませんけど、やっぱし不十分不十分というてそれだけで終わるんじゃないたら何にも断りも何にもならんし、やっぱり不十分にならんように最初に慎重にやっていただきてえと、報告ができるだけの要件をそろえてから報告すればええんじゃないですか。もう話聞いたらすぐぱっとするような、それが軽いと言よんです。そうでしょう、部長。じゃから、もうこれでよろしい。

○委員長（北川勝義君） 澤さん、よろしいかな。

○委員（澤 健君） 濟いません、協議会でもお話ししたんであれなんですけど、委員会で

3点ばかり。

協定書のほうでいうと、この協定を見る限り松竹、有名な会社である松竹は基本的にはほとんどノーオブレーション、エネットというところが幹事会社として責任を持ってやるという協定になってますんで、そのエネットという会社はどのような会社なのか、例えば松竹との資本関係があるのかどうかとか、そういうのを教えていただきたいというのが1点と。

それから、私はやっぱりせっかく市長を初め市の方がこの映画製作にかかわる、映画製作をしようというのをぜひみんなで赤磐市で応援してったらいいと思っております。そういう意味では、私自身はこの540万円という金をお支払いするのもいいと思っております。

ただ、じゃあ今度は、先ほど言った5,400万円のほうの話でございますけど、もう一度再確認ですけど、これでいうと、今現行実行委員会がない中でエネットと松竹撮影に約束をしてるわけですね。それは市の行政として、せっかくいいことをみんなでやろうと言って後で足を引っ張られるとかそういうことは嫌なのでお聞きしておくんですけど、そういう行政上の事務として問題がないのかなっていうのを教えていただきたいなど。

それからもう一つ最後、これは出してもらえないのかもしれないけど、これ3作目ですよ。淡路でもやられてるし、臼杵でしたっけ、やられて、結局どこの市も同じ協定書を締結してるんでしょ。

○委員長（北川勝義君） それを出せ言いよんじゃがな。

○委員（澤 健君） それをマル秘だということなのかもしれないけれど、当然各市で議論になるわけだから、松竹さんにちょっと教えてよということで開示いただけないのかなと。

先ほど市長からも話がありましたように、映画というのは我々赤磐市も初めてですし、これが世の中の常識なのかもしれないけど、こういうふうにしていくものなのかということを知るためにも他市でやったその覚書があればありがたいなというふうに思います。その点よろしくお願いします。

○委員長（北川勝義君） はい、部長。

○総合政策部長（池本耕治君） まず、この実行委員会を組織する約束事ですけども、なかなか書き方が難しゅうなっておりますけれども、基本的には実行委員会を組織するというところ、それから甲、乙、丙でその実行委員会が行うことについては応援をし協力しましょうよっていう取り決めで現在そういう取り決めにしております。

まだ、具体的に実行委員会どうするかというのは、この予算が認められてからという形にさせていただいております。

それから、同じ協定書かどうかというのは、なかなかこれ開示をといますか、例をお願いはしたんですけども、なかなか見せてもらえないのが現状であります。ただ、臼杵にしてもやはり出し方が500万円出してるんですけど出し方が違いますんで、同じような費目も違いますし、ですからそれはそれぞれのところがあります。

それから、今回協定を結ぶに当たって、松竹のほうから多分同じ内容だと思うんですけども、松竹のほうから提示がありました。しかしながら、その内容についてそのまま、民間ですんで、行政のほうとちょっとそぐわないところはかなりあります、行政上。したがって、そのあたりを十分訂正しながら作成したのがこの協定書等でございますので、若干民間同士とは変わっておるところがございます。そういうことでやっておりますので、よろしくお願ひします。

エネットにつきましては、課長のほうから資料を持って上がりましたので、説明させていただきます。

○秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光課長。

○秘書企画課長（徳光哲也君） 映画のつくり方につきましては、今回3者契約という形をお願いをいたしております。その中で株式会社エネットと、それから松竹撮影所という2つの製作をするところが出てきております。映画の世界については、実際にはもうお金を集めて総合プロデュースするところが今回の場合は松竹撮影所になっておりまして、細かい映像を撮ったりするところがエネットという会社でございます。したがって、映像をつくったり企画したり製作をして、それを提供して、物が松竹のほうで、要するにお金を提供して全国ロードショーしていくというふうなところになってくるような仕組みになっているようでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 澤さん。

○委員（澤 健君） 濟いませぬ、目的の2に書いてある内容は、今課長が説明していただいた内容と全く逆になってますよね。今のお話であれば、乙を松竹にして、丙をエネットにすべきなんじゃないですか。

そのエネットっていう会社は、例えば資本金がどのくらいで、どういう松竹との出資関係があるのかとか、そういうの調べないんかなあ。そういうのはやっぱり気になりますよね。

○秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○秘書企画課長（徳光哲也君） エネットにつきましては、東京にある会社でございます、資本金が3,000万円、社員の方が40名ほどおられます。いろんなテレビ番組であるとか、こういった映画の作成、映画のコンテンツの企画、製作等行っておられるようでございます。

○委員（澤 健君） 松竹との資本関係はあるんですか。

○秘書企画課長（徳光哲也君） 資本関係のことまではちょっと今把握しておりませぬ。

○委員（澤 健君） そうですか。わかりました。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 1点お伺いします。

実行委員会がこれから立ち上がってくると思われるんですが、この実行委員会の事務局はどこに備えられるのでしょうか。といいますのが、何が気になったかと言いましたら、この実行委員会の中で協賛金を集めていくということなんですけれども、協賛金を集めにいくのに手ぶらじゃ行けないですよ。どういう映画で、どういう内容になって、どうしていくのか、いわゆるプレゼンテーション資料といいますか、プロモーション資料というのをつくらなきゃいけない。たしか僕が前かかわらせていただいた部分の協賛金を集めた部分の資料というのが100万円単位でかかっているんですよ。素人ができるようなものじゃないです、ちゃんとしたものをつくろうと思うと。だから、その事務局がどこに置かれるのかというところが決まれば、そこら辺の事務に関する準備に関するまた予算というものも考えていかなきゃいけない。もし赤磐市にそれが事務局を置かれるのであれば、誰がその職員、どの職員が担当して、また外部に置くのであればどういったぐあいに最初の事務のお金の負担をしていくのか。多分そのエネットにしても松竹にしても岡山にないんで、多分赤磐が中心になって、赤磐というか、どっかの岡山のほうが中心になってやっていくんでしょうけども、そこら辺のところっていうのは今後どういうふうを考えていかれるのでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） そういうあたりも含めて実行委員会立ち上げる要綱の中でうたっていきたいと思いますけれども、具体的な赤磐市、ここに書いてありますように、映画製作協力実行委員会という仮称をつけておる関係で赤磐市で、赤磐市どこへ置くかというのは別として、こちらへ置くべきかなあというふうに思ってますけれども、具体的にはこれからそのあたりも、当然運転資金の今お話しありましたけども、ありますんで、十分検討したいと思いますので、そういうことあわせてまして逐一報告させていただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） いいです。大丈夫です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（下山哲司君） 1点だけ。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 経費な面なんじゃけど、またこれも軽い話で、実際どのくらい運転資金が要るかというのは想像もつかんという話でしょう。540万円出してまた事務的な経費は赤磐市が持たにゃいけんわけになるんじゃないですかね。じゃから、その辺はもうはっきり言うててもらわんと、この540万円の予算を議決することにおいて関連してくるんじゃから、またまた泥縄じゃねえけど、泥棒を捕まえて縄ずんずんずん泥棒大きかったから大きいのにせにゃおえんというような話になっちゃあそりゃいけんので、その辺だけ、市長、出たらわしが責任持って自分の銭で払うというんならよろしいけど、答弁ください。

○委員長（北川勝義君） ちょっと市長、下山さん、ちょっと。

これ今聞きようたら、540万円は……。

○委員（下山哲司君） 向こうへあげるというて。

○委員長（北川勝義君） 違う、違う。

540万円は脚本とかするのに要するというて、540万円はもうええわけです。何ぼ実行委員会のほうが1億円集めても戻ってこんわけじゃろう。ほかのイベントを使うのは、使うのあっても。じゃから、いろいろなことをするのは、その事務費、今佐々木さんが言われたように、事務費じゃな、要るのはこの実行委員会のほうで処理していくんじゃねん。新しゅうまた、今下山さんが言ようの、あえて僕も関連があるんじゃけど、どうして、はっきり答えてもろうとかにゃ、また30万円要るじゃ、3万円も同じこっちゃからな。3,000円も。ちょっと、そこをちょっと今、びちっとちょっと……。

○委員（下山哲司君） いろんな問題が出てくるん。

○委員長（北川勝義君） どっち、市長が答えられる。

池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 540万円はあくまでももう映画製作の分で、実行委員会とは別の話であります。ですから、実行委員会について今具体的に組織はしておりませんが、そういう中で組織をつくっていくと。そしたら、運転資金の話もありますけれども、この実行委員会についてどういう形の実行委員会をつくるかというのはこれからですので、今この540万円のプラスして実行委員会のほうへお金を出すという計画自体はありません。これからまたそのあたりを十分検討いたしますけれども、この映画に関しては540万円、とりあえず540万円ということをお願いしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） どうもやっぱりその辺が安易な考えし過ぎて、ほんならまた1,000万円かかるんじゃったら、1,000万円予算組むんですか。最初の540万円要らんかもしれん言ようたのが、今度はそれも、それはもうきちっと早覚書で払うようにしとるし、またその上にいろんな事務経費がかかってくるんじゃというて、500万円どころで済むように思えんのじゃけどなあ。それはもう実行委員の人がみんな全員ボランティア。

○委員長（北川勝義君） ちょっと再度僕も、再度質問……。

○委員（下山哲司君） そういうことを考えたら、この540万円もどうも……。

○委員長（北川勝義君） 違う、540万円違うんじゃっちゃ、それ……。

○委員（下山哲司君） 可決できるようには思えんけどなあ……。

○委員長（北川勝義君） そりゃ可決せんでもええ。

○委員（下山哲司君） もう、委員長があと聞いて。

○委員長（北川勝義君） 一緒に事を聞きよんじゃけど、実行委員会のほうでいろいろするために集めるわけじゃろう、お金は。5,400万円とか、その中でプロモーションやっていくとか、いろいろ行くのはそれ使うわけじゃろう、事務諸経費とか。そりゃいいんじゃけど、そうなって、2つ聞きてえん、これ、もう本音の話をしょうるけん。僕本当は協議会で聞いたかったん、議長協議会いけんように言うからもう、あえてもう。

本当の話、この5,400万円するのに赤磐市も入るわけじゃろう。赤磐市入らにゃおえんが、実行委員会の中へ入らにゃおえんが。入るんでしょ。入るんでしょ、実行委員会。全く〇〇会社も入ったり〇〇県も入ったり、赤磐市入るわけじゃろう。そしたら、赤磐市はそのときに実行委員会入ったメンバーで、実行委員会のそこへは寄附はしないのかということをお聞きしてえわけじゃ。わからんかなあ。

○総合政策部長（池本耕治君） わかります。

○委員長（北川勝義君） それは実行委員会をしてみにゃわからんけんということかな。となったら、下山さんの言ようる、今度はまたして実行委員会したけん500万円要るんですよ、赤磐市の立場上でというてということになってきたら大変なこっちゃねえかというのが1つあった。

それからもう一つは、これは本音の話、市長か池本政策部長か、どうしてこの映画がこの岡山県の赤磐市のこの余り、ようここへ来たんかな。本当のことを教えてん。何かこの間も本会議の質疑で何かそねえな話しようたけん、何で来たんじゃろうかなあと思うて。市長が頼みに行つてぱっと来させちやるというてきたんか、市長がこの間から1人OBの方雇われとりますわな。月1遍とか来るというて、名前もう忘れましたが、何という人おったが。

○委員（下山哲司君） 挨拶に来た人。

○委員長（北川勝義君） あれおられたろう、何か。

○総合政策部長（池本耕治君） 江見さん。

○委員長（北川勝義君） うん。

○総合政策部長（池本耕治君） 江見さん。

○委員長（北川勝義君） 江見さん。江見さんやこうが働きかけてざっと持ってこられた。何で来られたん。ちょっと本当のことわかりゃちょっと、別に隠すこっちゃねえと思うんで教えていただけりゃあと思う、その2点あわせて。

池本部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 先に、1点目の実行委員会の中へ入つとる者が寄附の話で言われましたけれども、ちょっと今先ほど説明しましたけれども、お金を集める、私らも初めてなんで、お金を集める実行委員会なんですけれど……。

○委員長（北川勝義君） 実行委員会違うよ、むちゃ言うちやおえん。実行委員会は今後映画作成円滑に進めていく上に実行委員会が行う、製作協賛金の収集に協力して取り組むものと、

それから何じゃか、何かあったで、もっと製作に協力するというて。

○総合政策部長（池本耕治君） それで、製作協力するところと、お金を協賛する、今委員長言われました、会社が入る場合もあります。それで、赤磐市も当然入るし、赤磐市の住民の方も入ってくると思います、いろんな形で。そのときに入っとる者は寄附するんかとかというような問題も必ず出てきますので、そういうことはこれから検討しますけれども、赤磐市が入ったからほんならまた別に1,000万円出しますとかということはないです。

○委員長（北川勝義君） じゃけ、それを聞きよんじゃが。

○委員（下山哲司君） それを聞きよんじゃが。約束できるんか、要らんというて。

○委員長（北川勝義君） また、泥縄が出てきたときの話を。

○総合政策部長（池本耕治君） それはないです。

○委員（下山哲司君） もう一銭も要らんというて約束できるん。

○委員長（北川勝義君） 違う、違う、今言ようることを、一銭たあ言わん、その話を聞きよんじゃ。

○委員（下山哲司君） じゃから、要るんじゃったら市長は個人の責任で払うんかというんじや。

○総合政策部長（池本耕治君） 私らの頭の中にはありません、そういうことは。

○委員長（北川勝義君） 協議会で、出資者と同じじゃけん、要るんじゃねえん。

○総合政策部長（池本耕治君） それで、出資者になっとる人がその協議会に入っとるからお金を寄附する、協賛に出すっていうのと、まざってきますんで、その実行委員会が。そこはちょっと考えにやいけんのんで、そこまでまだ頭で考えてないんで。

○委員長（北川勝義君） じゃけん、部長、市長がどうこうじゃねえ、赤磐市が協賛になって中心メンバーじゃろう、赤磐市でやるこっちゃから。赤磐市は寄附してくれえ言うたときに、社協からする、観光協会はあれするんか知らんで、わからんけど、もう下山さんのもうこれ以上出んのんじゃろうなというて確約してくれえというて、実行委員会ようけい集めてくるんじやけ。

○総合政策部長（池本耕治君） じゃから、一般的にスポンサー料についてはないっていうふうに思っとんですけど、赤磐市は。

○委員長（北川勝義君） 実行委員会にはほんなら出さんというこっちゃな、赤磐市は。

○総合政策部長（池本耕治君） 実行委員会というか、言やあ協賛金ですね。

○委員長（北川勝義君） その中に出さんというこっちゃな、赤磐市は。

○総合政策部長（池本耕治君） 私はそのつもりでずっといきようりますけど。

○委員長（北川勝義君） じゃあけん、そこを言いよんじゃ。ちょっと待って。

市長。

○市長（友實武則君） この映画、まず経過でございます。これは本会議場でも説明いたしま

したが、ここに書いてある北川社長が京都から西のほうに仕事で出かけていくときに岡山で途中下車して、何じゃったら友實会うかということを知人のほうから紹介いただきまして、ぜひお願いしますということでお会いをしました。これは通常の表敬訪問です。その中でこういう映画を作成しようんだということで種まく旅人のパート1の話をお聞きしました。

そのときに、3作目は九州のある県で撮影をすることが進行中だということを社長さんでありましたが、そこでそれがもう進展してるんならどうしようもありませんが、赤磐でそういうのを製作することを考えてもらえんのかと私のほうからお願いしたところ、後日前向きに考えるというお返事をいただいてこの話が進展してきたということでございます。

それから、出資金についてですけども、これから協賛金を市民と一緒に一生懸命集めていかないといけないというふうに思っております。この5,400万円を突破するように皆さんで、私も含めて頑張っていくということでございます。そして、この実行委員会に今の540万円は松竹のほうに支払うことになるんですが、これ以上実行委員会に出資するというようなことは想定にないことでございます。

とにかくこの映画が成功するのもやはり協賛金が目標額に達成するというのが一つの目指すところだというふうに思っておりますので、これを目掛けて市民一丸となって頑張りたいと思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今協賛金の話が出てますので、もうちょっと認識を持っていただきたいというか、どの程度の認識なんだろうかとこのところの観点でお尋ねをしたいと思えます。

協賛金とは何であるかというところ、通常一般的に言うところこれ広告販売に当たります。そうですね。ということになったら、先ほどの事務局というものを立ち上げてそのプロモーション的な、そのプロモーションシートっていうんですかね、作成するときには、そのお金を出してくれた企業さんの名前をその映画の中のどこで出すのか、何秒出すのかというようなところから計画していかなければいけないということになったらですね、その映画製作のほうにも今後かかわってくるわけですよ。最後のクレジットで協賛会社みたいなものでクレジットだけさあっと流すんだったら例えば50万円であるとか、そのかわり名前が出るのはわずか3秒でありますよとか、全国のロードショーでどのぐらいの劇場でそれが目に触れて、大体どのぐらいの方の目に触れますよっていうのが、要するにそここのところ企業というのは広告効果を見るわけですよ。だから、そこら辺のところをもう早々と決めていかなかったら、そのお金の協賛金だとか、その実行委員会というものも決まってるんじゃないかなあと思うんですが、その実行委員会、協賛金を出してくださった方っていうのは実行委員会に入るんですか、それともまた別の話なんですか。

○総合政策部長（池本耕治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、部長。

○総合政策部長（池本耕治君） 先ほどもコマーシャルの協賛金とどれぐらい露出度があるのかというお話しされましたけれど、全くそのとおりです。具体的に我々もそのあたりは素人なんですけれども、まだそこまで、そういう情報も聞いております。ですけれども、まだ何分これから手をつけるところでありますので、それから実行委員会に入る方、実行委員会に入らない方、協賛だけされる方、あるいは実行委員会に入っても寄附じゃなしに地域の一生懸命協力してくださる方、そういうどういう組織をつくるかというのは、これから十分そのあたりも含めて検討をしたいと思っております。それは先ほども言いましたように、形が進みぐあいによってできましたら、閉会中の委員会でも報告をさせていただきますというふうにお答えをいたしました。まだ何分今からそれこそ事前着手にならないように思っておりますので、7月ぐらいから、もし可決をいただければ、そういう形で事務は進めていこうと。まだそこまで実際の手をつけておりませんので、今研究段階でございますので。先ほどの御提言いただきましたことも含めて十分検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） 私大丈夫です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（澤 健君） お願いします。

○委員長（北川勝義君） はい、澤委員。

○委員（澤 健君） 要望なんですけど、もう連絡をとられてるかもしれないんですけど、やっぱり臼杵市さんとか、淡路市でしたっけ、その担当者の方とやっぱりいろいろお話をさせていただいて、例えば実行委員会でどうやって金集めたんだとか、先ほど市長の話ありましたように、やっぱり映画会社っていうのは生き馬の目を抜くところで、また自治体とは違う文化のところですから、そこどうつき合っていくかというのもすごく大事なことだと思うんですよ。そういうのを経験されてると思うんで、ぜひ先方の御担当者の方とも連絡とり合ってやっていただければなと思います。それは要望です。回答結構です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） どうも市長のどういういきさつからこういうになったんかというのを、そういうなんを聞きよると、ずんずんずんずんまた不安になるんで、こういう立派な人が紹介してくれたんじゃないかというような話ならええけど、知った人がちょっと会わんかというて、ついでじゃからという、ついでじゃねえ、営業に来とるん。僕があっちこっちちょっと聞いてみたんじゃないけど、どういうもんならというたら、なかなか受けてくれるところがのうて探し回りょんじゃという話らしいですよ。どうもその話から、今の話とは全然違うんじゃないけど、

どういふふうにそういう言葉に変わってくるのかなと思うて、その辺をもう一遍聞かせてください、市長。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） もうこの撮影を受けてくれるとこないとかというような話は今初めて聞いたところでございます。私の説明はお話ししたことが全てです。いずれにしても、この映画の話、私が主体的に北川社長と話を進めてきたものでございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 市長が北川社長と知り合いでっていうんならまだわかるけど、紹介者がおるといふ、その紹介者がどんな方かというの、そういうのを探して回りよう人かもしれんし、たまたまそれが知り合いだったとかという、そういう関連かもしれんし、映画界は裏のつながりもようけいあるし、市長も裏のつながりのうわさをされとるし、じゃからそういうこともやっぱり不審に思うんですよね。じゃから、やっぱりそれをもう少しきっちり説明ができるようにしていただきたいというふうに思います。

○委員長（北川勝義君） どうすりゃええん。聞くん。

○委員（下山哲司君） いや、市長が答えること、答えるというなら答えるでもええし。答えるべきじゃと思いますけどね。

○委員長（北川勝義君） 市長、答えを。

はい、友實市長。

○市長（友實武則君） いずれにしても、この映画成功させたいというふうに思います。今の私のこの経過に対して何らそういったものはございません。純粹にやっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうに。これはどうしますかな。回収します。もうここまで出たらええんじゃねん、回収せんでも。覚書。委員会じゃけもろうときゃええんじゃねえかなと。皆さん、どう。執行部はどんなか。別にもう表へ出したんじゃけえかろう、出たんじゃけん。表出てねんじゃったら回収させてもらおうと思うたんじゃけど、正規な委員会に出たんで。

○副委員長（松田 勲君） ただ、これを書いてあるから、守秘義務。

○委員長（北川勝義君） ちょっと今松田委員のほうか、松田委員のほうかというたらおえんですけど。

○副委員長（松田 勲君） 協定書の。

○委員長（北川勝義君） 協定書の5のどこへ、第4条の一番下の4条のどこへ、協定の内容及びこの協定に対して知り得た事実を第三者に開示、漏えいまたはこの協定の目的外に使用し

てはならないということなんで、どんなでしょうかね。回収してもろうときゃ我々は関係ねえように思うんじゃないけど。

○委員（下山哲司君） 本来なら公開せにゃいけんもんじゃけどな。

○委員長（北川勝義君） いや、僕は公開してもええんじゃないかと思うんじゃないけど。

○委員（下山哲司君） そうそうそう、本来なら公開せにゃいけん。

○委員長（北川勝義君） 同じ委員しとんじゃないけんええかなあと思うて思うんじゃないけど、どんな。

○副委員長（松田 勲君） 市民に隠してするようなもんじゃ。

○委員長（北川勝義君） 執行部は。

部長、はい。

○総合政策部長（池本耕治君） そう書いておりますけども、議会活動で皆さん方から……。

○委員長（北川勝義君） ほんならもうよろしいな。ほんなら……。

○総合政策部長（池本耕治君） それを私的に利用されるとか、よそへされる以外じゃったら別に議会活動です。

○委員長（北川勝義君） じゃあ、今執行部のほうから言いましたので、回収いたしませんので、先ほど注意したことをしてやってください。

50分まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時51分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開いたします。

続きまして、26年度の一般会計の補正予算の説明願います。

○教育次長（奥田智明君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） それでは、教育委員会関係の補正予算の関係の説明をさせていただきますが、主な事業は私のほうから御紹介して、あとは担当課長のほうが細部の説明をさせていただきますこうと思います。

まず、産官学の連携事業の追加補正をさせていただいております。それに伴います27年度の債務負担行為の補正、こういうものも上がっております。

それから次に、学力向上市町村プロジェクト事業ということで、当初予算で歳出のほう組んでおりましたが、補助金の額の確定がございましたので、歳入のみの補正をさせていただいておる説明をさせていただきます。

次に、県の委託事業で3つの委託事業が確定しましたので、それぞれ歳入歳出の補正をさせていただきます。

それから、埋蔵文化財の発掘調査の事業として追加をさせていただいております。これにつ

いても歳入歳出の補正をさせていただいております。

それから、ふれあい公園の体育館前駐車場ということで当初予算組んでおりました、25年度の3月補正で前倒しで事業をやりました関係上、当初予算のほうを落とさせていただき補正をさせていただいております。これにつきまして担当課長のほうが詳細な説明をさせていただきます。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 学校教育課関係を説明させていただきます。

予算書のほうでは7ページをごらんください。

15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、学力向上市町村プロジェクト事業補助金97万6,000円は、当初予算において学生ボランティアの受け入れや中学校区別の研究指定事業の実施、学力検査の実施などの学力向上にかかわる予算措置をしておりますが、岡山県において平成26年度も市においての学力向上対策事業に対して2分の1の補助事業を実施することとなり、計画書を提出したところ、学力向上に対する経費195万2,000円の2分の1の補助が確定したので、教育費県補助金として97万6,000円を歳入として補正計上させていただきものです。

次に、3項委託金、4目教育費委託金500万5,000円については、放課後学習サポート事業委託金から通学路安全推進事業委託金まで、県の委託事業3つについて事業採択をいただきました。いずれの事業も赤磐市の教育課題にかかわる喫緊のものであり必要な事業であります。なお、補助率は10分の10となっています。

具体的には、放課後学習サポート事業10万9,000円は、市内1小学校、2中学校に支援員を配置し、放課後に学習等を実施する学校の学級担任等を支援するものです。

次に、発達障害早期支援委託事業451万6,000円は、市内1小学校の通常学級において支援を必要とする児童への効果的な指導方法の研究を行うものです。

最後に、通学路安全推進事業委託金30万円は、通学路安全対策アドバイザーを中心に関係機関が連携して全ての小学校において通学路の安全点検及び対策案の検討を行います。さらに、市内の1小学校においては、児童が主体的に危険を予測し安全な行動をとることができるような先進的な交通安全教育を実施するものであります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

予算書は11ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の771万円の補正予算につきましては、ただいま説明させていただきました3つの県委託事業にかかわる歳出として、放課後の学習サポーター、それから研究アドバイザー等の報酬、研究のための消耗品や研究用図書購入費、先進地への視察旅費について、1節報酬から12節役務費まで500万7,000円を計上させていただいております。

ます。

次に、本年9月から実施予定の産官学連携事業に係る歳出について説明させていただきます。

引き続き、予算書は11ページをごらんください。

また、産官学連携事業に関しましては、本委員会説明資料にも説明の図を3ページに載せさせていただきます。

それでは、説明をさせていただきます。

産官学連携事業は、岡山大学大学院教育学研究科寺澤研究室と民間の教育分野の大手ベネッセコーポレーション株式会社が既に共同で子供たちの学力向上の研究を始めており、この産学のような連携は県下唯一の取り組みであり、赤磐市が現在進めている学力向上対策のうち子供たちの学習意欲の向上と子供たちの学習の習慣化を図るには有効であると判断し、産官学連携事業として推進するものであります。

具体的には、岡山大学大学院教育学研究科寺澤研究室が開発した学習ドリルとベネッセコーポレーション株式会社が開発したタブレット端末を活用した補充学習を実施し、子供たちの学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための事業実施にかかわる補正予算を計上しているものでございます。この事業については、9月から1年間モデル校を指定して実施します。そして、岡山大学大学院教育学研究科の寺澤研究室による効果検証結果をもとに必要な学校や学級に対しては平成28年度以降の導入を検討してまいります。

歳出の主なものとしては、需用費として学習ドリル等の用紙代67万3,000円、モデル校においてタブレット端末を使用するためのネットワーク環境整備費60万円、タブレット端末機器使用料として84万円、事業用備品としてタブレット端末に充電するための専用保管庫53万6,000円などが主なものです。

今後の予定としましては、7月8日を目途に産官学の包括的な連携協定の締結日として事務を進めていこうと考えています。事業につきましては、先ほど説明しましたが、9月から1年間進めていく予定としております。

最後になりましたが、予算書の4ページに戻っていただきたいと思っております。

これは産官学連携事業を実施するに当たり、事業期間を平成26年9月から平成27年8月までとして今後協定を締結する予定としているため、地方自治法第214条の規定に基づいて、平成27年度に必要な経費について予算措置の裏づけとして債務負担行為を設定するものです。期間を平成27年度とし、限度額107万3,000円とするもので、学習ドリルの用紙代やタブレット端末機器使用料、郵券料などとなっております。

なお、詳細につきましては、本委員会説明資料3ページ及び1ページには文章で具体的に説明をさせていただきます。

学校教育課からは以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは続きまして、(6)の埋蔵文化財発掘調査事業の件につきまして御説明を申しあげます。

予算書資料12ページをごらんいただけたらと思いますが、5項社会教育費、4目文化財保護費に総額236万7,000円の増額の補正をお願いするものです。

この主なものは、臨時作業員の賃金147万円、重機等の借り上げ料29万2,000円であります。この河本土地区画整理事業予定地内で平成25年度に実施をいたしました確認調査の結果によりまして、岡山県の指導のもとに埋蔵文化財大池尻遺跡の本格的調査を受託し実施するものであります。

対象の面積は3メートル掛ける50メートル、150平米の道路拡張部分に当たるところでございます。

調査の時期は、10月から11月の2カ月間を予定しております。

なお、受託業務のため、河本土地区画整理組合より委託金として、予算書8ページになりますが、雑入のほうへ歳入の計上のほうをさせていただくような形になります。

以上が社会教育課埋蔵文化財発掘調査事業であります。

続きまして、スポーツ振興課のほうから(7)ふれあい公園体育館前駐車場の修繕工事の減額補正をお願いするものであります。

この件につきましては、平成25年度3月の補正で予算措置をいただいたところでありますが、26年度当初予算の中にも含まれている状態でありました。大変申しわけございませんが、この6月補正に重複分ものを減額をお願いいたしたいと思っております。

修繕工事の内容は、ふれあい公園の体育館前の駐車場舗装の修繕で、面積は2,850平米、761万9,000円であります。

なお、国の公園安全・安心対策事業補助金の歳入の予定があります。その減額のほうにつきましては7ページになりますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金を都市計画課のほうからお願いをさせていただき運びでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん質問を受けたいと思っております。

何かありませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ、学校教育課なんです、通学路安全対策アドバイザー、これ前回の委員会のお尋ねをしたと思うんですが、もう一回ちょっと確認でお尋

ねをしたいと思います。

というのが、山陽団地の中通り、3本の陸橋歩道がありまして、ここを通学路として使っているようなんですが、昨年の6月の定例議会におきましてその補修の話が出てきたときに、これを余りその利用頻度がないものをいつまでも行政のほうで管理していくというのはファシリティーマネジメントの観点でどうなんだろうという問題指摘の中で、将来その3本の陸橋歩道というものが利用者が多いのであれば保存しなければいけないけども、少なくなるのであれば見直していく必要もあるんじゃないかという問題指摘で、そうなったときに通学路として使っているのがなくなったら困るんですよというような話もあったように思います。その中で通学路であそこをどうしても通らなければいけないのであればあれですけども、例えば地面を歩道を引くとか、信号機をつけるとか、そういったような努力をすることによって、上のその3本の陸橋歩道の補修、改修の保存の経費が安くなるのであれば、これは非常に財政を健全化していくための取り組みとしては効果的なのかなあと思ったりする面があるんです。

濟いません、何をお尋ねしたいかといいましたら、この中で安全点検及び対策案の検討を行うということなんですけども、そこら辺のところも視野に入れてお考えになっていただけるような内容になっているのでしょうか。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（坪井秀樹君） この通学路安全・安心対策アドバイザーの方につきましては、岡山大学の専門家の方でございます。この予算が通りましたらその方を招いたり、警察の方、道路管理者の方を招いて実際に協議会を開催させていただいて、実際に必要であれば現地まで行かせていただいて、その岡山大学の交通の専門家の方の御意見をお伺いして具体的なアドバイスをいただくものがこの事業でございます。このアドバイスをいただいたものにつきましては、いわゆる歩道を管理しておられる担当課の方に対してこのようなアドバイスが出ていますよというふうなことを報告させていただくことにしております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いません、ありがとうございます。

先ほども何かほかの件で行政改革の意識を持って取り組みをお考えいただけてますかというふうなお尋ねをしたんですが、同じくお尋ねをさせていただきます。

行政改革のその財政を健全化していく行政経費というものを圧縮していくその観点、その職員意識の中でこの安全点検とか、その対策案というものをお考えいただくというような内容でよろしかったですか。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 学校教育課としましては、まずは通学路の安全点検、つまりこの通学路の安全点検につきましては以前痛ましい事故が他県で起きました。そういった面で子供たちの安全・安心という面からのアドバイスをいただくというのがこの学校教育課の事業の本旨ではございますので、委員さんが言われましたことにつきましては私どものほうからちよっと回答ができないかもしれませんが。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そんなことはないと思います。アドバイザーの方、投げっ放しなんですかね、アドバイザーさんに。アドバイザーさんに投げて返ってくるものを受け取るというだけのことなんですかね、これは。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 坪井課長。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 返ってきていただいたものに関しまして必ず担当課のほうに対しましてこういうふうな視点で改善することができますよとか、そういうふうな視点でできますというアドバイスをいただいて担当課に伝えるというところまでの事業でございます。

○委員（佐々木雄司君） なるほど。了解。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ、最後になります。

確認なんですけど、じゃあそのアドバイザーのほうからいただいたそのアドバイザーを施策に生かしていくと。改善すべきポイントがあるのであれば、そのアドバイザーを取り入れて改善につなげていく、こういう内容ですか。ステップですね。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（坪井秀樹君） 事業の趣旨はそのとおりでございます。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

他にありませんか。

○委員（澤 健君） ちょっと。

○委員長（北川勝義君） はい。

○委員（澤 健君） 蛇足でかえって恐縮なんですけど、産官学連携協力事業、ベネッセさんと岡大と組んですばらしい事業だと思うんでぜひ頑張ってやっていただきたいんです。ただ、ちょっと私の経験で大変恐縮なんですけど、私が住友生命というところへ勤めたときにベネッセと提携をしたことがあります。それで、そのときのイメージは物すごく厳しい会社で、非

常に福武さんいろんな社会貢献とかやられてるので、そのイメージとベネッセの商売としてのあれは大分違って、例えば非常にアメリカナイズされてるというか、もう一つ大ガスという会社と提携したんですけど、そのとき大ガスさんはもうギブ・アンド・テークで何かこっちがやるとすごくやってくれるんですけど、ベネッセはすごく提携に、協定書にすごく厳しくて、それ以外のことはやらないというような感じの会社だったし、行ってみると部長だった人が突然課長になってたりとか、ちょっと大きな企業の伝統的な企業とはちょっと大分イメージが違うんで、厳しい面があるという、商売においてはね、今回はそうじゃないかもしれないけど、そういう面もあるっていうことはわかっと思っていただいたらいいかなあとと思います。

余計でございますが、以上です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他にないようなので、これで終わりたいと思います。

続きまして、消防はねえな、予算。

○消防本部消防長（木庭正宏君） はい。

○委員長（北川勝義君） これで終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議第39号新市建設計画の変更についてから議第52号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）までの7件について採決したいと思います。

まず、議第39号新市建設計画の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第41号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（赤磐市条例第17号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第42号赤磐市税条例等の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第43号赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第44号赤磐市吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第20号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第48号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第52号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立多数です。したがって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願の審査に入ります。

まず、請願第3号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める請願を議題として審査を行いたいと思います。

皆様にお諮りします。

審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） よって、紹介議員から説明を聞くことに決定します。

それでは、紹介議員の福木議員に説明を求めることといたします。

○委員外議員（福木京子君） それでは、貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

まず、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める請願ということです。この文章をもうよく読んでいただいていたいただけだと思うんですが、この核兵器の全面禁止、これはもう心情を超えて皆共通だと思えます。それで、この核兵器をなくすためにこれまで草の根の運動がずっと続いてきました。この赤磐市でももう合併前からの各地域で核兵器廃絶の

署名がもう住民過半数を大分前に突破しております。

そういう流れの中で、平和宣言も合併してから、平成20年でしたかね、できてると思うんですけども、それから、核兵器唯一の被爆国の日本です。それで核兵器なくそうということで国民平和大行進という、全国的にもう56年間続いております。今歩き継がれております。5月6日に東京夢の島を出発して全国11コースで延べ10万人が参加をされるという、そういう平和行進がされつつありますし、この赤磐でもことして33回目の赤磐平和行進がされて、市長、市の幹部の方が出ていただいて、挨拶もしていただいて取り組まれております。

それで、この宣言は、今自治体が調べますと、昨年3月で1,789自治体あると思うんですが、もう非核宣言ができてるんが1,578自治体ができてるそうです。それから、この署名がずうっともうされまして369万筆も昨年の4月に積み上がって国連のニューヨークにも高く積まれております。それで、あと全国では6割を超える自治体がもう賛同をされてるという状況の中で、何としても全世界から核兵器をなくそうということで、しかしこの運動でもまだ1万7,000発ぐらいな核兵器がまだあるわけですね。どこか戦争があった場合に使われる可能性がありますので、やはりこれはもうゼロにしない限り安心できないということです。

全世界では非核の地域が物すごく広がってきております。そういう意味で全世界で取り組まれておりまして、来年被爆70周年になります。2015年、NPT再検討会議、そういうところに向かって全世界で行動を起こしてほしいと。国際条約を結べるような運動をしてほしいという、そういう取り組みが広がって、これがもう最前線の請願の内容になっておりますので、ぜひ趣旨をよく御理解いただいてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

皆さんの意見を伺いたいと思います。

意見ございませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ちょっとお尋ねをしたいといひますか、考え方というか、含まれていひますかということでお聞きいただきたいんですが、この文書の中で国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は国際人道法の原則と規則に反するものであるということでありまして、私たち日本は69年前広島と長崎に大量破壊兵器が使用された唯一の国であります。この大量破壊兵器、当時は人道的に許されたのかといひえば、これ人道的に当時もやっぱり許されていないからこそ現代に引き続いているということになります。

ということになれば、米国が我が国に行つたこの攻撃といひるのは、当然ながら人道に反することでありまして、核兵器を禁止するといひことは当然なんです、米国に対して戦争犯罪ですね、戦争犯罪として米国を糾弾していくといひような、そういう考え方はないといひしょうか。

○委員外議員（福木京子君） うんっと……。

○委員長（北川勝義君） ちょっとそねえなことは。

○委員外議員（福木京子君） あのう……。

○委員長（北川勝義君） ちょっともう福木さん、ええ、福木さん、ちょっと黙っとって、わしが委員長じゃから。

○委員外議員（福木京子君） はい。

○委員長（北川勝義君） 紹介議員が来られとんですけど、紹介議員の個人の考えを聞くようなことになるんで、この出されとる原水禁の岡山県協議会の代表理事の出されとんのは、日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める請願をしてくれえと言われておりますんで、そのことに関してだけにさせていただきたいと思うんで、紹介議員の福木さん1人勝手なことを言われて、これまた違うて話がややこしくなりますんで、ぜひそのことにつきましては委員会が終わる次第、佐々木委員と福木議員とお話いただくということで、これに関連のことを賛否を伺いたいと思いますんで、大変申しわけありませんけど。

佐々木さん、もう一回それだけで、賛成か反対かという考え。

○委員（佐々木雄司君） ということで、そういったものが含まれての内容だと感じておりますので、私はこの請願に対して賛成の立場をとりたいと思っております。

○委員長（北川勝義君） はい、次。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（北川勝義君） 光成さん。

○委員（光成良充君） 核兵器全面禁止のための請願についてなんですけど、私ごとなんですけど、私の祖母、母、広島県東部出身で、直接被爆をしたわけではないんですが、8月8日と9日に知人を探しに広島市まで行って、残ってる放射能を多分浴びてるとは思うんですけども、後年祖母も母も、母はまだ生きていますが、というような感じでちょっとそういう気があるというような、被爆者としては認められてはいないんですけども、後年苦しんでいる祖母は見ております。こういう覚えがありますので、ここにある人道的とあります、まさしく同感でございます。この核兵器全面禁止という請願については私は賛成をしたいと思えます。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○副委員長（松田 勲君） 核兵器というものはやはり使ってはならないと思っておりますので、いいと思えます。賛成です。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 私も核兵器を使っていいというあれはありませんので、いいと思えます。

○委員長（北川勝義君） 澤委員。

○委員（澤 健君） 私も核兵器全面禁止に賛成です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

続いて、請願第4号集団的自衛権の行使容認に反対の意見書提出を求める請願を議題として審査をいただきたいと思います。

皆様にお諮りします。

審査の必要上から紹介議員の説明を聞きたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、紹介議員の福木議員のほうから説明を求めることにいたします。よろしくお願ひします。

○委員外議員（福木京子君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、福木議員。

○委員外議員（福木京子君） これについては、請願された方が資料を添付して出されております。早目にお届けいたしました。きょう渡されてすぐということにもならないと思いますので、このパンフレットと、それからもう一つ、朝日新聞のアンケートの分が出され、ちょっとこれ見てもらえますか。私がちょっと持ってきてなかった。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、福木さん簡単にやって。

○委員外議員（福木京子君） わかりました。

アンケートでも去年と比べてずっとやっぱし集団的自衛権、これについては反対という方がふえてますし、憲法解釈で変えることは適当でないというパーセントがふえているということと、それからこのパンフレットはわかりやすく書かれております。

それで、これは集団的自衛権のことなんです、やっぱし9条を変えてはいけないという思いで、全国もう既に7,500、そういう組織ができております。それで、こういう一内閣のもとで行使容認解釈して集団的自衛権行使容認を認めるということはいけないという声がずっと広がってきております。

ここをもう趣旨を読んでいただいたらいいと思うんですが、やはりこの集団的自衛権というのはもうアメリカと一緒に海外で戦争するということなんです。それで、やはりもう日本は絶対に戦争をさせてはいけない、若者の血を流してはいけないという、この思いが強いと思います。本当はまだまだ69年前のことで二度と戦争をしてはいけないということで憲法の9条、これ世界で最も進んだ世界の宝になっております。それを守ってほしいと。だから、この集団的行使容認を絶対認められないと、一内閣でそういう解釈で認めるっていうことはもうあり得ないということで、もうあらゆる、例えば元防衛庁の長官の方とか、遺族会の会長さんとか、日本弁護士連合会、全て反対の声明、意見書を出されております。

そういうことで、これは本当に今言っておかないと後悔すると思うんです。以前なぜあのときに、70年前の戦争で反対してくれなかったのかと言われても、もう既にそういうふうな国が

そういう状況になってたらもう反対できないんですね。でも、今はまだ反対ができるんです。憲法を守れと、こういうことは認められないということは、今言えますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、澤さんのほうから意見を聞きたいと思います。

澤さん。

○委員（澤 健君） 濟いませぬ、私集团的自衛権、今国で議論されてるのは新聞等で見てるんですけど、大変申しわけないんですけど、まだこれについてよくわかっておりませぬ。ですので、賛成も反対も今できないという立場です。

○委員長（北川勝義君） 継続。

○委員（澤 健君） えっ。

○委員長（北川勝義君） 継続みたいなもんじゃな。

○委員（澤 健君） 継続ですか。それちょっと継続、決めていただければ。

○委員長（北川勝義君） 下山さん。

○委員（下山哲司君） 私今の社会情勢の中でやるべきだと思っております。

○委員長（北川勝義君） 賛成か反対かという。

○委員（下山哲司君） これには反対。

○委員長（北川勝義君） 反対じゃ、そねえ言わにやわからんがな、もう。

松田さん。

○副委員長（松田 勲君） 私は澤さんも言われておりましたけど、今国の状況も変わっておりますし、いただいている朝日新聞の適切でない67%も今変わってきております。そういった中で、邦人を守るための自衛というのもあると思いますし、いろんな部分で今国のほうで個々に協議してる最中なんで、なかなか難しい問題だと思いますので、私は澤さんと同じで継続審議させていただいたほうがいいと思います。

○委員長（北川勝義君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 私個人的には集团的自衛権についてはほぼ賛成の立場を持っておるんですけども、今回国会のほうで審議をしている途中でございますし、まだはっきり決まってる、まだ憲法解釈がどうのこうのっていう最もわかりにくい話がされている中で、ここで結論を私たちが急ぐこともないのかなあと思うので、私も継続っていう形をとらせていただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私はこの請願に賛成したいと思っています。理由のほうは、集团的自衛権というのは私は容認するというか必要なことだと思っています。しかしながら、今現在

の段階で自衛隊が集団的自衛権の解釈に当てはめて海外で戦火を交えたならば、これ自衛隊員の命危険にさらしますよ、交戦規定もないのに。交戦規定を設けるためには憲法9条も破棄しなければいけない。憲法を改正しなければいけない。つまりこの集団的自衛権の発議の要件を今まだ満たしていないというところが私は今国会の議論の中でも十分にあるんだろうなと、こう思っていますので、今この段階で集団的自衛権の可否を問うというのは私は間違いだと思います。なので、その反対することに対して賛成したいと思います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

皆さんの意見を聞かせていただきました。

それでは、請願の採決を行いたいと思います。

まず、請願第3号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める請願について採択することに賛成の方は起立願います。

○委員外議員（福木京子君） 核兵器全面禁止じゃろ。

○委員長（北川勝義君） 集団的自衛権じゃが、日本政府に、核兵器言いよんじゃけ、第3号いきょうんじゃ。何をみんな聞きよん。おかしい。みんな立たんから。採決……。

もう一回言います。よう聞いてえよ。違うときばあ指摘せずにええときにゃ。

それでは、請願の採決を行います。

請願第3号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める請願について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたします。

続いて、全員一致で採択ということに決まりました。

採択の場合は、請願第3号は採択することに決定しましたので、当委員会として定例会最終日に議員発議で意見書を提出したいと思います。提出者は、委員長の私とさせていただきます。また、賛成者は今回採択に賛成した各全員の委員さんをお願いしたいと思います。

続いて、請願第4号集団的自衛権の行使容認に反対の意見書提出を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願いたいと思います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。起立少数です。よって、請願第4号は、これ不採択でええんか。おえまあ。

○議会事務局長（富山義昭君） 継続も聞いてください。

○委員長（北川勝義君） 失礼しました。もとへ、失礼しました。賛成が今1名。

それでは……。

○議会事務局長（富山義昭君） 継続に。

○委員長（北川勝義君） 継続審査とする方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。継続審査3です。

それから、賛成の方、一応。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 賛成1です。ありがとうございます。よって、これにつきましては継続審査とさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御承認をお願いしたいと思えます。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思えますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出を行います。

次に、その他に入ります。

その他で委員さんまたは執行部から何かありましたら発言をお願いしたいと思えます。

○くらし安全課長（水原昌彦君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） ちょっと、執行部のほうで。

はい、どうぞ、水原課長。

○くらし安全課長（水原昌彦君） くらし安全課のほうからお知らせをいたします。

総務部資料1枚めくっていただきたいと思えます。

平成26年度赤磐市交通安全推進大会を平成26年7月11日土曜日13時30分から吉井会館を会場に開催いたします。2部構成で、1部は祝典、2部は講演とマナーアップ講習会となっております。議員の皆様方には後日御案内のほうを差し上げますので御参加方よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか、執行部は。

○消防本部消防長（木庭正宏君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、消防長。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 消防庁の消防本部の資料6ページをお願いいたします。

本会議の中で治徳議員さんの一般質問の中で私のほうが消防団の協力事業所の……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと聞こえにきい、マイク。聞こえにきい。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 失礼いたしました。

本会議の中で治徳議員さんの一般質問の中で消防団協力事業所の制度について導入を今後考えさせていただきますということで御答弁させていただきました。それにつきまして簡単に御

説明のほうをさせていただきたいと思います。

消防団協力事業所制度につきましては、地域防災の担い手であります消防団員数が全国的に減少し、さらには消防団員の約70%がサラリーマンであることから、消防団活動に対する事業所の御理解と御協力を得ることで、消防団員としての活動しやすい環境を整備し、地域防災体制の一層の充実を図ることを目的として、総務省、消防庁が導入、推進する制度でございます。

岡山県におきましては、11市3町で導入され、121事業所が認定事業所となっております。赤磐市における平成26年4月1日現在の消防団員数は1,062名でございます。その被雇用率は75.1%となっております。このようなことから、制度の趣旨、それを十分に活用させていただきたいと思ひまして、消防団協力事業所の表示制度の導入を考えていきたいと思ひております。

資料の制度、趣旨、認定基準、イメージ図等、御参照いただきたいと思ひます。

今後は十分な検討を加えまして、同制度の実施要綱の制定準備が整いましたならば、消防団役員会議、消防団部幹部等を通じましてそれぞれの団員の方に当制度の趣旨、認定基準等を説明し、また事業所等への参加の働きかけを行い、制度の普及を努めさせていただきたいと思ひます。

なお、事業の進捗状況につきましては、逐次委員会のほうへ報告のほうをさせていただきたいと思ひております。

続いてで、よろしいですか。

○委員長（北川勝義君） はい。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 続いて、資料7ページをお願いいたします。

消防団活動につきましては、日ごろから御支援、御協力をありがとうございました。遅くなりましたけれども、第61回岡山県消防操法訓練大会の結果を添付させていただいておりますので、御参考に見ていただければと思ひます。赤磐市吉井消防団については、小型動力ポンプの部第6位ということでした。

続いて、よろしいですか。

○委員長（北川勝義君） はい。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 資料はございませんけれども、先日新聞のほうへ載っております初期消火活動に関します感謝状の贈呈として豊田小学校のほうへ感謝状の贈呈をさせていただいたことにつきまして、詳細をちょっと御報告させていただきたいと思ひます。

平成26年6月3日14時45分ごろ、豊田小学校体育館北側に隣接します宅地内で発生した火災に対しまして、校長先生を初めとする教員の方々、5年生生徒、これ少年消防クラブ員になりますけれども、による迅速、的確な消火活動によって被害を最小限に抑えることができました。この積極果敢な行動をたたえ、6月17日、消防本部において感謝の意を表し平尾校長に感

謝状の贈呈をさせていただきましたので、御報告いたします。

消火活動の内容としましては、2階で授業を受けておりました生徒が煙に気づきまして先生に知らせ、その知らせを受けた先生が校長先生に連絡、校長先生が現場を確認しましたところ、敷地内の建物の2階に届くぐらいの高さにあったカイズカが延焼中であつたと。校長先生の的確な判断によりまして通報、それから消火器、屋内消火栓を用いた消火活動によって危うく家屋のほうへの延焼拡大というところを被害を最小限に消火して抑えることができました。この功績を評価させていただいて感謝状の贈呈のほうをさせていただきました。

以上です。

○委員長（北川勝義君） それでは、委員の皆さんありませんか。

○委員（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 入札についてよろしいですか。

○委員長（北川勝義君） どうぞ。

○委員（下山哲司君） きのう産建の委員会を傍聴させていただいて資料をいただいたんですが、入札について1件質問したいと思います。

千駄の雨水対策事業なんですけど、この事業をやることは本来もっと早くできとかにやいけんような事業じゃと私は……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと下山さん、ちょっと言葉を遮って。

総務文教委員会なんで、入札のことも制度的なことはいいと思います。千駄というのを教えてくれたんでええんじゃけど、千駄もよろしいです。省略してもろうて簡略にその関係をお願いします。

○委員（下山哲司君） この事業を行う上で入札についての考え方なんですけど、地場産業の育成、それから……。

○委員長（北川勝義君） 何ぼの請負金額。そのくれえ言うてみてえ、金額。

○委員（下山哲司君） 金額。

○委員長（北川勝義君） わからんのん。出てねん。

○委員（下山哲司君） 金額出とんよ、これ。

○委員長（北川勝義君） 何ぼかだけ言うて。

○委員（下山哲司君） 建設工事について3億7,634万円、こういう内容になってます。機械のほうは1,995万円、電気設備が7,126万円、こういう内容の入札でございますが、この説明を見ますと、赤磐市で決して自分とこでできない事業じゃない。それから、事業の内容としては単純な事業じゃというふうに私認識してます。

これだけの金額のものが何で最初から下団へ投げてお世話にならにやならんのか、技術者がおらんからという答弁でございましたけど、最初からそういう意識がなかったんじゃないです

か。というのが、先般舗装工事のときにちょっと苦言を言わせてもろうて、市長そのときには適切な判断してくださったと思います。しかし、そのことを踏まえてこれを考えてみたら、もうこうやとけば市外の業者が行っても誰も文句言う筋合いがないという捉え方もできるんです。じゃから、この事業をやることにおいて今までに、恐らく友實市長がなってからこの事業ができたんじゃないんで、もっと前からあって、こういう事業のやり方で下団に投げると、こういう考え方でやってきてなかったと思うんですよ。だから、それがそうなっとなんで、その辺の話をちょっと市長のほうから答弁願います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） まず、この千駄の第2雨水ポンプ場の事業でございますが、これは過年度、計画、基本設計、それから詳細設計行ってきております。用地取得は赤磐市の独自の事業として行っておりますけども、基本設計、詳細設計を日本下水道事業団に委託して平成24年度から行っているものでございます。そして、今回平成26年度から建設工事に着手ということで、引き続き日本下水道事業団に委託をしようということでございます。

それから、昨日の産業建設常任委員会で議論になりましたが、市内の業者の育成、これを優先するということが議論されました。私もまことにそのとおりに思っているところでございます。

そして、昨日常任委員会終了後ですけども、この日本下水道事業団に問い合わせをしてこの雨水ポンプ場についての土木工事は赤磐市内の業者が入札に参加できるか否か、それを問い合わせたところ、JVの形になろうかと思っておりますけども、赤磐市内に参加資格のある業者は複数おられると。具体的には8社程度おられるということで、この8社にしっかりと一般競争入札となろうかと思っておりますので参加していただいて、この赤磐市の事業に高い技術を発揮してほしいと、そしてまたこの雨水ポンプ場、雨水調整池もありますので、こういったものを建設することを通じてレベルの高い技術の習得に努めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 当然そう言われるんじゃないと思うんですが、下水道事業団が指名して入札やりようて、赤磐市になって、うちの吉井町のところで終末処理場やりようたときにも、下水道事業団が指名した業者が倒産したんですね。1億円幾らの地元の下請業者がそれがもらえないという状況に至ったと。赤磐市合併してから終末処理場できょうた事業者が下水道事業団が委員長も指摘せられたことがあるんですけど、その事業者が倒産して赤磐市が迷惑こうむったということがありますよね。

旧町でやっとならば迷惑かかったということがないんですよ、地元でやりようて。じゃから、なぜわざわざそういう地元で単純事業でありながらそういうふうに不安の要素があるよう

な、終末処理場でも大きいような事業だったら立派な会社が来るんですよ。じゃけど、余り大きゅうない、小さい仕事で下水道事業団がやるとついてくる業者がちょっと、失礼な言い方ですけど、お粗末な業者がついてくるんですよ。じゃから、そういうあり方が今までこの10年間ほどの上で多々あったんですね。じゃから、やっぱりそういうことを踏まえて物を考えたら、地元の地場産業育成を優先するべき事業内容だというふうには私は思うから指摘しとんで、やっぱりその辺もしっかり市長として政治的、最初にそういう考えがなかったんじゃないかなというふうには思うんですよ。じゃから、指摘しとんで、やっぱり最初から、今はもうこうなってしまうて後へ引けんのじゃという状況になつとるんかもしれないんですけど、やっぱりそのJVでやって親がこけたら子もこけるんですからね。2件もあったんですから、この赤磐吉井で。その辺も考えていただきたいと思うし、それからもう全くやっぱしこの事業内容に発注状況がマッチしとらんというのがもう第1なんです。じゃからその辺の答弁をください。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、市長。

○市長（友實武則君） まず、この雨水ポンプ場、これは排水ポンプ場と、それからそれに付随した雨水調整池を築造する工事でございます。これは雨水調整池と排水ポンプが十分に機能し合って初めて効果が出る工事になります。この事業を所期の目的を100%発揮させるということになるためには、この事業をポンプと調整池、一体的に施工するのが一番の効果的な事業実施というふうには考えて、これは平成24年度基本設計を行い、詳細設計、そして建設工事でも下水道事業団にできることならお願いするという事で事業をスタートしてると私は引き継ぎを聞いております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） これはどっちみち土木と機械と電気というのは別々のところへ発注するんですよ。1カ所じゃないんです。下水道事業団が登録した業者を集めてその中に発注するんです。

こういうことを言うたら失礼、私現役のころに、仕事しようたころに、若いころに下水道事業団で仕事しようたん。そしたら、1期、2期、3期工事やって、1期工事にやってあるピットに大きな配管が入つとんですけど、その配管に外の配管を接続する仕事を私が請け負うてしようたんです。1メートル違うんです、高低差が1メートル。下団が1期工事で施工しとるのが1メートル。それから、建屋に雨どいが、溶接用の雨どいが出とん、大きいんが、これが1メートル低いんです。ますをしたらますの底になるんです。そういうことをするのが下団だから、現場へ来てきちつと的確にやるんじゃない。作業する人を岡山の事務所に呼びつけて、指示するだけで何にも現場へ来て一回も来るんじゃないし、そういうところに投げること自体が

こういう地元の密着した雨水対策の事業に。今うちもお世話になって草生というところで雨水対策とは場整備、両方やってくださりよんです。また市長視察に来てください。誰が悪いんか知らんけどむちゃくちゃです。文句言うなということで言わせてはないんですけど、むちゃくちゃです。一回来てください、よう視察せられるんでしたら。終わらん間に来てください、問題にはなりますから。

じゃから、そういう何が大事でこの仕事をするか、一般質問で言うたんですけど、入札するときにそれをするだけが目的ならいいですよ、今市長が言われるようで。それじゃつまらんじゃないですか、3億円。今入札しょうられる業者は30社ぐらいおるんじゃないですか、赤磐市に。これだけの土木工事が簡単な水路するだけですよ、ピットと。それで3億7,000万円幾らもあるのに。JVというのは、恐らく下団のJVじゃったら何にも発言力なし、ただ格好に使うてもろうとるだけのこと。そういうのが下団のJVですから、その辺も市長よう考えて、まだ終わっとるわけじゃないんですから考えてやってください。このままの状態じゃったら反対します。

○委員長（北川勝義君） 反対してください。

○委員（下山哲司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 今委員が言われたんで、最後のは参考意見でよろしいな。ということですから、よろしくをお願いします。

他にありませんか、委員の皆さん。

○委員（光成良充君） いいですか。

○委員長（北川勝義君） はい。

○委員（光成良充君） 済いません、お願いします。

○委員長（北川勝義君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 今回B&Gの、吉井B&Gですね、指定管理に向けて条例改正で上程されておりますけれども、4月からふれあい公園が指定管理されておると思うんです。3カ月経過していると思う、まだ3カ月たってない、3カ月弱ほど経過しております、体育館、プールの施設の利用状況等がわかりましたら教えてほしいんですが。

ていうのが、週に1回プールのほうを利用させてもらったりしてるんですけども、水質が非常に悪いような気がするのと、それからプールの床がちょっとはだしで入ってぬるぬるしてるっていう状況がありまして、以前の管理のときはそんなことがなかったなあと思うので、ちょっと今どうなっているのか、その辺わかればお願いしたいんですけども。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 前田課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 今光成委員のほうからの御質問、まず1点目は、管理委託をしまして間もなく3カ月ですが、利用の状況というような御質問だったか

と思います。

体育館のほうにつきましては、パーセンテージでお話をさせていただきますと、メーン、サブアリーナ、前年比でいいますと116%ほど、これは4月、5月の2カ月の実績に当たるものですが、116%ぐらいの感じですが。それから、プールにつきましては、こちら113%ということで利用のほうは伸びております。

今プールの水質であるとか、管理状況のほうのお話をいただいたかと思いますが、市民の方から実際スポーツ振興課のほうへも何件か少し水の状況が以前とは悪いんじゃないですかというようなこともいただきました。スポーツ振興課といたしましても指定管理者のほうと協議を、こういったようなお話が来ているというようなことでさせていただきます、いわゆる藻のような繁殖するものであるかというような除去に当たっての清掃作業、それから水質をいかにクリアに保つかというようなことで、始業時間が終わった後ロボットを水面の中に入れてそういったものを除去するようなことを努めていただくようお願いをしまして、現在のところやっております。できるだけ利用の方にそういった以前と変わらないようにやらせていただくように引き続き調整をとっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（光成良充君） いいです。

○委員長（北川勝義君） 他にないようなので、以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、杉山教育長のほうから御挨拶いただきたいと思っております。

教育長。

○教育長（杉山高志君） きょうは午前中から午後にかけてまして本当に慎重に、しかもいろいろ御提案等もいただきました。本当に私たちは常に緊張感を持って皆さん方の御指摘を受けてこれからも行政を推進してまいりますので、御支援方どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございました。

皆様方に本日は大変御苦労さまでした。

これで本日の委員会を閉会いたしたいと思います。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任させていただくということでよろしくお願いさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきますと思います。

皆さん本日は大変御苦労さまでした。

午後3時55分 閉会